

国立市保育整備計画

平成 2 9 年 1 1 月

国立市

目次

第1章 保育整備計画について	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 保育・子育て支援の状況	3
1. 国立市の人口動態	3
(1) 人口動向	3
(2) 合計特殊出生率	4
(3) 将来人口推計	4
2. 保育・幼児教育施設の状況	7
(1) 施設設置の現状	7
(2) 待機児童の現状	10
(3) 就学前児童の施設利用の現状	13
(4) 公立保育園の施設の現状	14
(5) 公立保育園職員の現状	16
(6) 公立保育園のコストの現状	18
3. 保育事業の状況	19
(1) 保育園の基本的な保育の現状	19
(2) 延長保育の現状	20
(3) 休日保育・年末年始保育の現状	21
(4) 一時保育の現状	21
(5) 病児・病後児保育の現状	22
4. 子育て支援事業の状況	24
(1) 子ども家庭支援センターにおける子育て支援の現状	24
(2) 発達支援室における子育て支援の現状	28
(3) 児童館・学童保育所における子育て支援の現状	31
5. 保育事業及び子育て支援事業のコストの状況	33
第3章 保育施策の基本的な考え方	37
1. 国立市の目指す保育施策の方向性	37
2. 保育行政課題の優先度の考え方	37
(1) 待機児童の解消	38
(2) 長時間延長保育及び休日・年末保育の実施	38

(3) 一時預かり保育の充実及び緊急保育の実施.....	38
(4) 在宅子育て家庭への支援.....	40
(5) 発達が気になる子どもやしょうがいをもつ子どもとその家庭への支援.....	40
(6) 病児・病後児保育の充実.....	41
(7) その他の事業.....	42
第4章 公と保育園が果たすべき役割	45
1. 今後の公の役割と保育園の基本的な考え方.....	45
(1) 保育園における必要な取組.....	45
(2) 保育園の特徴.....	46
(3) 今後の公の役割と公立保育園の基本的な考え方.....	46
2. 保育環境向上に向けて市が目指す取組.....	47
(1) 基幹的保育園による子育て家庭全体への支援.....	47
(2) 保育ソーシャルワーカーの配置によるつながりやすい支援.....	48
(3) 国立市全体での「保育の質」の向上への取組.....	50
3. 保育園の役割.....	50
(1) 地域子育て支援拠点事業による地域全体の支援.....	50
(2) 新たな保育行政課題の実施.....	51
第5章 民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の在り方	53
1. 民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の基本的な考え方.....	53
2. 民間保育施設への支援の在り方.....	53
(1) 施設整備への支援.....	53
(2) 施設運営への支援.....	54
3. 幼児教育施設への支援の在り方.....	56
(1) 幼稚園への支援.....	56
(2) 認定こども園への支援.....	56
4. 在宅子育て家庭への支援の在り方.....	56
(1) 子育てひろば事業の拡充.....	56
(2) 在宅子育て家庭が孤立しないための支援.....	57
第6章 基本的な考え方の実現に向けて	58
1. 人材と財源の確保.....	58
(1) 待機児童の解消対策.....	58
(2) 在宅子育て家庭を含む子育て家庭全体への支援体制の構築.....	59

2. 民間活力の導入	61
(1) 公立保育園の民間移管	61
(2) 待機児童の解消対策	62
(3) 一時預かり保育の充実	62
(4) 子育てひろばの充実	63
(5) 既存の私立保育園における子育て家庭への支援の拡充	63
(6) 病児・病後児保育の充実	63
3. 公立保育園民営化方針	64
(1) 公立保育園民営化による効果	64
(2) 公立保育園民営化の方針	64
(3) 基幹的保育園の設置	65
(4) 民営化対象園	65
(5) 他の公立保育園等	67
(6) 民営化の時期と進め方	68
(7) 民営化にあたっての留意点	70
4. 社会福祉法人国立市社会福祉事業団の設立	71
(1) 設立の意義	71
(2) 人的効果の活用	71
(3) 財的効果の見込	73
(4) 民営化において社会福祉事業団設立方式を採用する理由	73
附 編	76
1. 国立市保育方針	78
資料編	88
1. (仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会設置要綱	90
2. (仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会委員名簿	92
(1) 庁内検討会委員	92
(2) 庁内検討部会委員	93
3. (仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会の検討経過	94
(1) 庁内検討会	94
(2) 庁内検討部会	94

第 1 章 保育整備計画について

1. 計画策定の背景と目的

国立市では、新たに施行された「子ども・子育て支援法」に基づく計画として、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度の 5 年間を計画期間とする『国立市子ども・子育て支援事業計画』（平成 27（2015）年 3 月）を策定しました。この計画は、平成 27（2015）年度よりスタートした子ども・子育て支援新制度の子育て・保育等に関わるあらゆる課題へ対応するためのアクションプランです。また、平成 27（2015）年度には、子どもと子育て家庭に関する総合的な施策として、平成 28（2016）年から平成 35（2023）年までの 8 年間を計画期間とする『第三次国立市子ども総合計画』（平成 28（2016）年 3 月）を策定しました。

こうした計画策定には、少子化、核家族化、都市化など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、仕事と家庭の両立の困難さ、子育ての孤立感、不安感、負担感が増加している状況が背景にあります。現在、国立市が抱える保育課題の中でも、待機児童の解消は、早急に解決すべき課題ですが、並行して近年増加傾向にある、発達が気になる子どもとその家庭への更なる支援や児童虐待への対応など、これまで以上に人的資源や財的資源を有効に活用するとともに、民間や地域の力を取り入れ、公が果たすべき役割を明確にしつつ、あらゆる資源全体で保育課題の解決、子育て支援に取り組まなければなりません。

つまり、住民の福祉の増進を図るために、保育行政においては、常に「子どもの最善の利益」を念頭に置きながら、地方自治法第 2 条に規定される「最少の経費で最大の効果を挙げる」という基本的な考えのもと、保育行政課題の解決に向けて努力していく必要があります。

上記の求められている保育行政課題に対応するため、具体的なアクションプランを作成するとともに、作成にあたっては、『国立市財政改革審議会答申』（平成 25（2013）年 8 月）及び『国立市保育審議会答申』（平成 28（2016）年 5 月）を最大限尊重し、公立・私立を隔てることなく、市内全体の保育環境の維持・向上を目指す中で、今後、取り組む保育施策の方向性を示し、保育の実施主体である市と保育の運営主体である保育園の在り方や果たすべき役割を整理することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

この計画は、『第三次国立市子ども総合計画』の下位計画である『国立市子ども・子育て支援事業計画』の関連計画に位置づけられます。

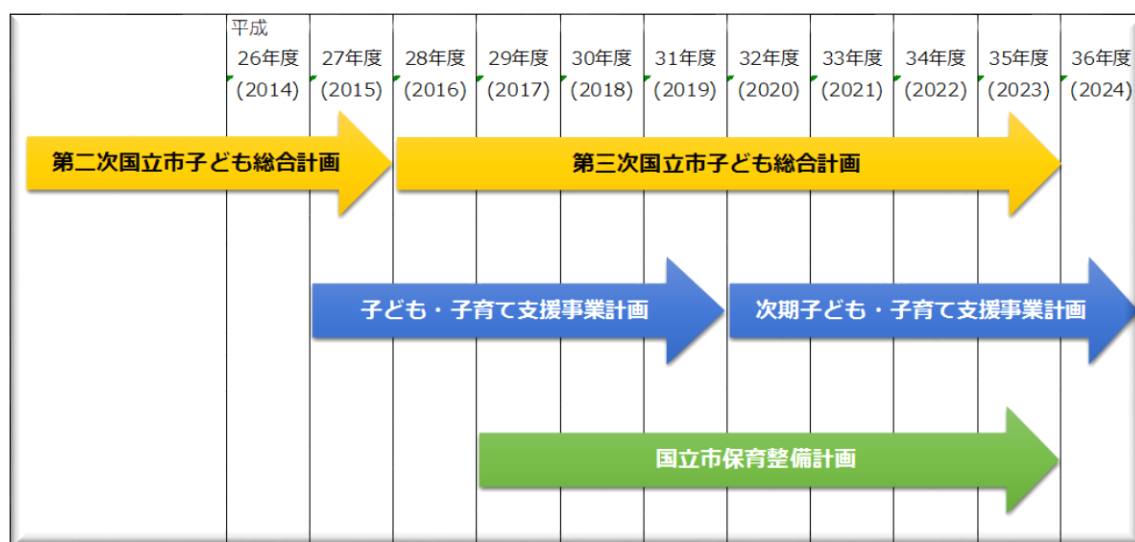
なお、子ども・子育て支援新制度の求める「質の高い幼児期の学校教育」、「保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「教育・保育の質的改善」などを実現していくため、国立市が保育や幼児教育をどのように進めるかについての基本的な方針として、『国立市保育方針』（平成 28（2016）年 3 月）を定めています。

3. 計画期間

この計画は、平成 29（2017）年度から平成 35（2023）年度までの 7 年間とします。

ただし、今後の少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、今後の人口構成や保育施設などの状況を勘案し、必要に応じて適宜見直しを図ります。

【図表 1 国立市保育整備計画の期間】



第2章 保育・子育て支援の状況

1. 国立市の人口動態

(1) 人口動向

国立市の人口は、総数では平成 29（2017）年まで微増の傾向にあり、平成 29（2017）年 1 月 1 日時点で 75,452 人となっています。年齢区分別に見てみると、年少人口（0～14 歳）は、過去 10 年間で、平成 27（2015）年を除き毎年減少し、平成 20（2008）年と比較して 665 人、率にして 7.0%減となっています。一方、高齢人口（65 歳以上）は一貫して増加し、平成 29（2017）年の高齢化率は 22.4%に達しており、平成 20（2008）年と比較して 3,661 人、率にして 27.7%増となっています。

また、未就学児童（0～5 歳）については、増減を繰り返しながら、過去 10 年間はほぼ横ばいの傾向にありましたが、平成 27 年以降は増加傾向にあり、市内人口の 4.6%を占める状況となっています。

【図表 2 年齢区分別人口の推移（各年 1 月 1 日現在）】

区 分		平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
年少人口 (0～14歳)	実 数 (人)	9,462	9,358	9,288	9,198	9,087	8,985	8,842	8,864	8,814	8,797
	増加数 (人)	-74	-104	-70	-90	-111	-102	-143	22	-50	-17
	増加率 (%)	-0.8	-1.1	-0.7	-1.0	-1.2	-1.1	-1.6	0.2	-0.6	-0.2
	構成比 (%)	12.8	12.6	12.5	12.4	12.2	12.0	11.9	11.9	11.8	11.7
生産年齢人口 (15～64歳)	実 数 (人)	51,486	51,232	51,080	51,009	50,882	50,467	49,953	49,607	49,634	49,768
	増加数 (人)	34	-254	-152	-71	-127	-415	-514	-346	27	134
	増加率 (%)	0.1	-0.5	-0.3	-0.1	-0.2	-0.8	-1.0	-0.7	0.1	0.3
	構成比 (%)	69.4	69.0	68.7	68.5	68.3	67.7	67.2	66.5	66.2	66.0
高齢人口 (65歳以上)	実 数 (人)	13,226	13,666	14,035	14,240	14,542	15,114	15,590	16,087	16,523	16,887
	増加数 (人)	469	440	369	205	302	572	476	497	436	364
	増加率 (%)	3.7	3.3	2.7	1.5	2.1	3.9	3.1	3.2	2.7	2.2
	構成比 (%)	17.8	18.4	18.9	19.1	19.5	20.3	21.0	21.6	22.0	22.4
総数	実 数 (人)	74,174	74,256	74,403	74,447	74,511	74,566	74,385	74,558	74,971	75,452
	増加数 (人)	429	82	147	44	64	55	-181	173	413	481
	増加率 (%)	0.6	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	-0.2	0.2	0.6	0.6

【図表 3 未就学児童数の推移（各年 1 月 1 日現在）】

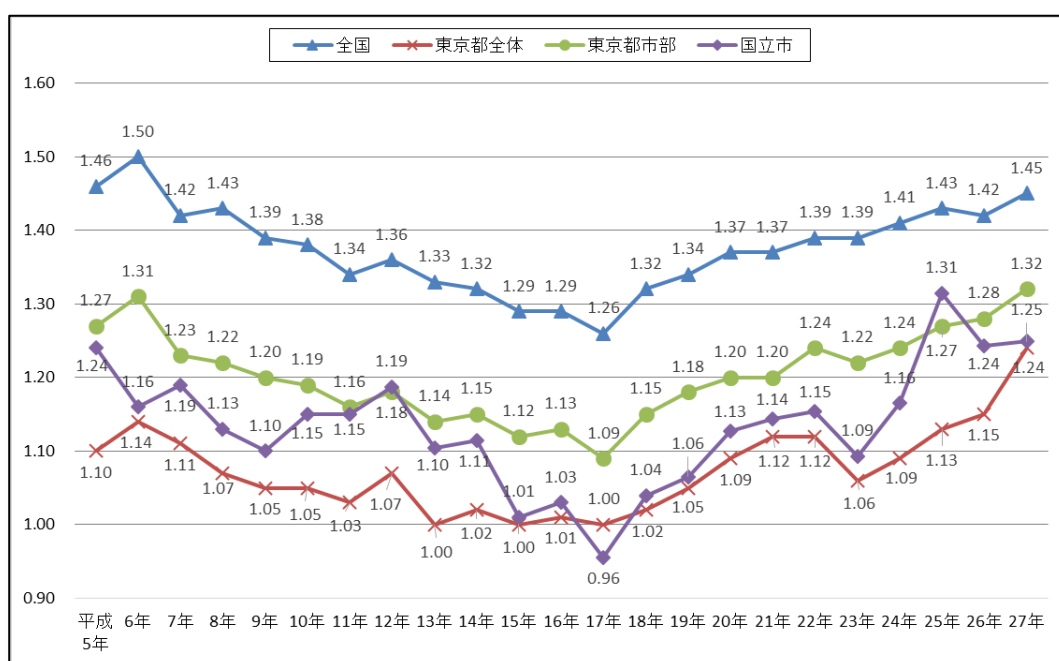
区 分		平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
未就学児童 (0～5歳)	実 数 (人)	3,372	3,330	3,397	3,410	3,416	3,367	3,365	3,401	3,423	3,442
	増加数 (人)	-48	-42	67	13	6	-49	-2	36	22	19
	増加率 (%)	-1.4	-1.2	2.0	0.4	0.2	-1.4	-0.1	1.1	0.6	0.6
	構成比 (%)	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6

(2) 合計特殊出生率

国立市の合計特殊出生率は、平成 5（1993）年以降、増減を繰り返しながら減少傾向で推移した結果、平成 17（2005）年には 0.96 まで低下しました。その後は増加に転じ、平成 25（2013）年には過去 20 年間で最大の 1.31 まで上昇しています。

しかしながら、平成 26（2014）年には再び減少して 1.24 となり、平成 27（2015）年もほぼ横ばいの 1.25 です。この数値は、全国平均及び東京都市部平均を下回る低い水準です。

【図表 4 合計特殊出生率の推移】



【出典】国立市・東京都全体・東京都市部は東京都福祉保健局「人口動態統計」
全国は厚生労働省「人口動態統計」

(3) 将来人口推計

今後の将来人口の推計については、『国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略（平成 28（2016）年 3 月）』において、3 パターンの推計を行っています。そのうち、住民基本台帳人口をベースに国立市独自で行った推計をみると、対平成 27（2015）年比で、平成 35（2023）年には、0.8%（593 人）減の 73,965 人、平成 45（2033）年には、3.7%（2,789 人）減の 71,469 人、平成 55（2043）年には、8.4%（6,236 人）減の 68,322 人と、今後、人口は一貫して減少傾向で推移していく見込みです。

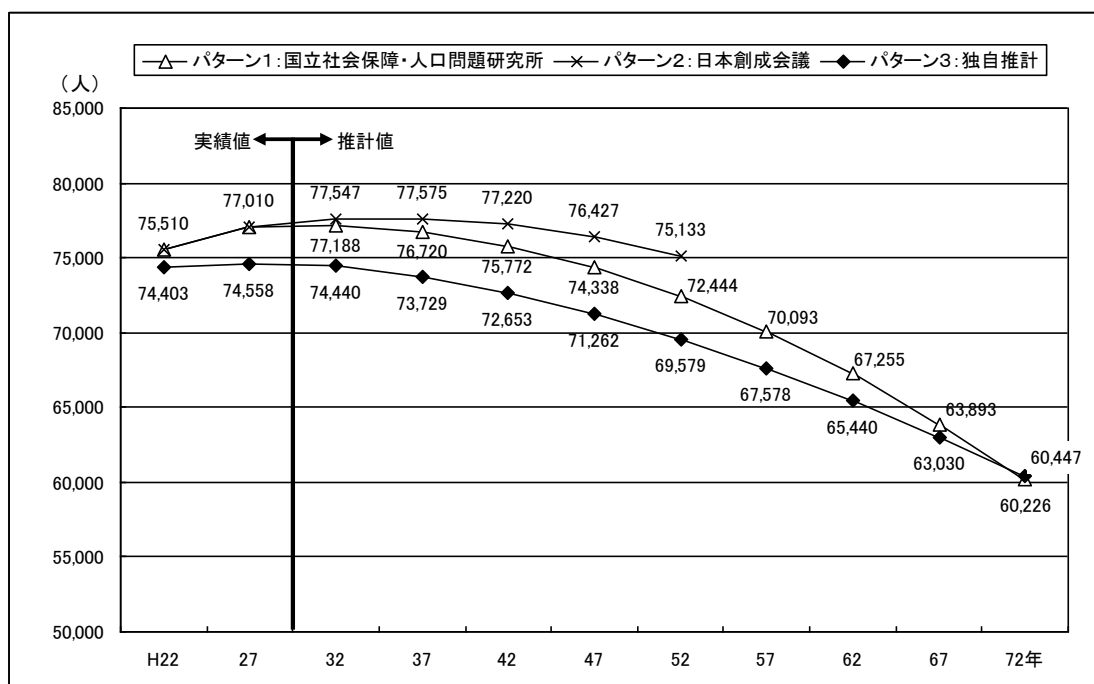
年齢階層別にみると、地域の経済社会を中心的に支える世代である生産年齢人口（15～64 歳）は、対平成 27（2015）年比で、平成 35（2023）年には、4.3%（2,133 人）減の 47,474 人、平成 45（2033）年には、13.9%（6,910 人）減の 42,697 人、平成 55（2043）年には、23.9%（11,854 人）減の 37,753 人と、一貫して減少傾向で推移していく見込みです。

また、年少人口（0～14 歳）は、対平成 27（2015）年比で、平成 35（2023）年には、0.4%（37 人）増の 8,901 人、平成 45（2033）年には、5.3%（472 人）減の 8,392 人、平成 55（2043）年には 14.0%（1,244 人）減の 7,620 人と、今後 10 年程度はほぼ横ばいで推移するものの、その後は減少に転じて推移していく見込みです。

一方、高齢人口（65 歳以上）は、対平成 27（2015）年比で、平成 35（2023）年には、9.3%（1,503 人）増の 17,590 人、平成 45（2033）年には、28.6%（4,593 人）増の 20,680 人、平成 55（2043）年には 42.7%（6,862 人）増の 22,949 人と、一貫して増加していく見込みです。

現状のまま推移すると既に超高齢社会を迎えている国立市においても少子化がさらに進行し、人口減少社会をむかえることとなります。

【図表 5 将来人口の推計結果の比較】



注1) パターン1・2は国勢調査人口、パターン3は住民基本台帳人口に基づく推計値

注2) パターン1・2は平成27年以降、パターン3は平成32年以降が推計値

出典：『国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略』

【図表 6 年齢階層別の将来人口の推計結果】

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)
年齢階層別人口 (人)	総数	74,558	74,541	74,511	74,459	74,415	74,440	74,293	74,145	73,965	73,818	73,729
	0～14歳	8,864	8,854	8,843	8,808	8,827	8,912	8,948	8,903	8,901	8,833	8,900
	15～64歳	49,607	49,254	48,984	48,733	48,517	48,282	47,969	47,749	47,474	47,192	46,823
	65～74歳	8,288	8,460	8,464	8,503	8,444	8,471	8,559	8,533	8,255	8,126	8,056
	75歳以上	7,799	7,973	8,220	8,415	8,627	8,775	8,817	8,960	9,335	9,667	9,950
年齢構成比	0～14歳	11.9%	11.9%	11.9%	11.8%	11.9%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.1%
	15～64歳	66.5%	66.1%	65.7%	65.4%	65.2%	64.9%	64.6%	64.4%	64.2%	63.9%	63.5%
	65～74歳	11.1%	11.3%	11.4%	11.4%	11.3%	11.4%	11.5%	11.5%	11.2%	11.0%	10.9%
	75歳以上	10.5%	10.7%	11.0%	11.3%	11.6%	11.8%	11.9%	12.1%	12.6%	13.1%	13.5%
	対平成27年 指数	総計	100.0	100.0	99.9	99.9	99.8	99.8	99.6	99.4	99.2	99.0
0～14歳		100.0	99.9	99.8	99.4	99.6	100.5	100.9	100.4	100.4	99.7	100.4
15～64歳		100.0	99.3	98.7	98.2	97.8	97.3	96.7	96.3	95.7	95.1	94.4
65～74歳		100.0	102.1	102.1	102.6	101.9	102.2	103.3	103.0	99.6	98.0	97.2
75歳以上		100.0	102.2	105.4	107.9	110.6	112.5	113.1	114.9	119.7	124.0	127.6
		H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)	H46 (2034)	H47 (2035)	
年齢階層別人口 (人)	総数	73,496	73,274	73,030	72,812	72,653	72,361	72,074	71,769	71,488	71,262	
	0～14歳	8,826	8,820	8,818	8,698	8,738	8,579	8,504	8,392	8,209	8,232	
	15～64歳	46,433	45,953	45,367	44,912	44,320	43,769	43,376	42,697	42,257	41,632	
	65～74歳	8,062	8,152	8,367	8,685	9,015	9,380	9,503	9,959	10,213	10,483	
	75歳以上	10,175	10,349	10,478	10,517	10,580	10,633	10,691	10,721	10,809	10,915	
年齢構成比	0～14歳	12.0%	12.0%	12.1%	11.9%	12.0%	11.9%	11.8%	11.7%	11.5%	11.6%	
	15～64歳	63.2%	62.7%	62.1%	61.7%	61.0%	60.5%	60.2%	59.5%	59.1%	58.4%	
	65～74歳	11.0%	11.1%	11.5%	11.9%	12.4%	13.0%	13.2%	13.9%	14.3%	14.7%	
	75歳以上	13.8%	14.1%	14.3%	14.4%	14.6%	14.7%	14.8%	14.9%	15.1%	15.3%	
	対H27年 指数	総計	98.6	98.3	98.0	97.7	97.4	97.1	96.7	96.3	95.9	95.6
0～14歳		99.6	99.5	99.5	98.1	98.6	96.8	95.9	94.7	92.6	92.9	
15～64歳		93.6	92.6	91.5	90.5	89.3	88.2	87.4	86.1	85.2	83.9	
65～74歳		97.3	98.4	101.0	104.8	108.8	113.2	114.7	120.2	123.2	126.5	
75歳以上		130.5	132.7	134.4	134.9	135.7	136.3	137.1	137.5	138.6	140.0	
		H48 (2036)	H49 (2037)	H50 (2038)	H51 (2039)	H52 (2040)	H53 (2041)	H54 (2042)	H55 (2043)	H56 (2044)	H57 (2045)	
年齢階層別人口 (人)	総数	70,913	70,571	70,207	69,869	69,579	69,161	68,760	68,322	67,926	67,578	
	0～14歳	8,116	8,071	7,979	7,821	7,847	7,743	7,708	7,620	7,468	7,496	
	15～64歳	41,154	40,548	39,930	39,543	39,005	38,664	38,244	37,753	37,501	37,064	
	65～74歳	10,589	10,703	10,801	10,792	10,748	10,459	10,380	10,148	9,941	9,744	
	75歳以上	11,054	11,249	11,497	11,713	11,979	12,295	12,428	12,801	13,016	13,274	
年齢構成比	0～14歳	11.4%	11.4%	11.4%	11.2%	11.3%	11.2%	11.2%	11.2%	11.0%	11.1%	
	15～64歳	58.0%	57.5%	56.9%	56.6%	56.1%	55.9%	55.6%	55.3%	55.2%	54.8%	
	65～74歳	14.9%	15.2%	15.4%	15.4%	15.4%	15.1%	15.1%	14.9%	14.6%	14.4%	
	75歳以上	15.6%	15.9%	16.4%	16.8%	17.2%	17.8%	18.1%	18.7%	19.2%	19.6%	
	対H27年 指数	総計	95.1	94.7	94.2	93.7	93.3	92.8	92.2	91.6	91.1	90.6
0～14歳		91.6	91.1	90.0	88.2	88.5	87.4	87.0	86.0	84.3	84.6	
15～64歳		83.0	81.7	80.5	79.7	78.6	77.9	77.1	76.1	75.6	74.7	
65～74歳		127.8	129.1	130.3	130.2	129.7	126.2	125.2	122.4	119.9	117.6	
75歳以上		141.7	144.2	147.4	150.2	153.6	157.6	159.4	164.1	166.9	170.2	
		H58 (2046)	H59 (2047)	H60 (2048)	H61 (2049)	H62 (2050)	H63 (2051)	H64 (2052)	H65 (2053)	H66 (2054)	H67 (2055)	
年齢階層別人口 (人)	総数	67,135	66,688	66,241	65,806	65,440	64,942	64,438	63,957	63,461	63,030	
	0～14歳	7,407	7,390	7,331	7,211	7,265	7,206	7,209	7,187	7,092	7,165	
	15～64歳	36,822	36,423	36,024	35,838	35,496	35,264	34,998	34,675	34,521	34,240	
	65～74歳	9,458	9,173	8,929	8,698	8,488	8,334	8,105	7,912	7,768	7,585	
	75歳以上	13,448	13,702	13,957	14,059	14,191	14,138	14,126	14,183	14,080	14,040	
年齢構成比	0～14歳	11.0%	11.1%	11.1%	11.0%	11.1%	11.1%	11.2%	11.2%	11.2%	11.4%	
	15～64歳	54.8%	54.6%	54.4%	54.5%	54.2%	54.3%	54.3%	54.2%	54.4%	54.3%	
	65～74歳	14.1%	13.8%	13.5%	13.2%	13.0%	12.8%	12.6%	12.4%	12.2%	12.0%	
	75歳以上	20.0%	20.5%	21.1%	21.4%	21.7%	21.8%	21.9%	22.2%	22.2%	22.3%	
	対H27年 指数	総計	90.0	89.4	88.8	88.3	87.8	87.1	86.4	85.8	85.1	84.5
0～14歳		83.6	83.4	82.7	81.4	82.0	81.3	81.3	81.1	80.0	80.8	
15～64歳		74.2	73.4	72.6	72.2	71.6	71.1	70.6	69.9	69.6	69.0	
65～74歳		114.1	110.7	107.7	104.9	102.4	100.6	97.8	95.5	93.7	91.5	
75歳以上		172.4	175.7	179.0	180.3	182.0	181.3	181.1	181.9	180.5	180.0	
		H68 (2056)	H69 (2057)	H70 (2058)	H71 (2059)	H72 (2060)						
年齢階層別人口 (人)	総数	62,504	61,972	61,447	60,918	60,447						
	0～14歳	7,119	7,125	7,099	7,001	7,058						
	15～64歳	34,057	33,748	33,531	33,429	33,070						
	65～74歳	7,468	7,313	7,106	6,988	6,985						
	75歳以上	13,860	13,786	13,711	13,500	13,334						
年齢構成比	0～14歳	11.4%	11.5%	11.6%	11.5%	11.7%						
	15～64歳	54.5%	54.5%	54.6%	54.9%	54.7%						
	65～74歳	11.9%	11.8%	11.6%	11.5%	11.6%						
	75歳以上	22.2%	22.2%	22.3%	22.2%	22.1%						
	対H27年 指数	総計	83.8	83.1	82.4	81.7	81.1					
0～14歳		80.3	80.4	80.1	79.0	79.6						
15～64歳		68.7	68.0	67.6	67.4	66.7						
65～74歳		90.1	88.2	85.7	84.3	84.3						
75歳以上		177.7	176.8	175.8	173.1	171.0						

【出典】

『国立市まち・ひと・しごと
創生人口ビジョン総合戦略』

【出典】
『国立市まち・ひと・しごと
創生人口ビジョン総合戦略』

2. 保育・幼児教育施設の状況

(1) 施設設置の現状

平成 29（2017）年 4 月時点で、市内には、認可保育所が 14 施設、認定子ども園が 1 施設、小規模保育事業所が 1 施設、家庭的保育事業所が 3 施設、認証保育所が 1 施設、私立幼稚園が 8 施設、幼稚園類似施設が 1 施設あります。

① 公立保育園

No.	施設名	設置者	定員	所在地
1	なかよし保育園	国立市	108	富士見台 2-46
2	矢川保育園	国立市	108	谷保 6800-2
3	西保育園	国立市	100	富士見台 3-45-1
4	東保育園	国立市	108	富士見台 1-45-17

② 私立保育園

No.	施設名	設置者	定員	所在地
1	春光保育園	(社福)多摩春光園	125	西 2-14-1
2	国立保育園	(社福)国立保育会	100	北 2-30-1
3	和光保育園	(社福)和光保育園	108	東 2-2-1
4	あいわ保育園	(社福)順和会	116	東 2-25-1
5	向陽保育園	(社福)向陽学園	105	谷保 6746
6	国立あゆみ保育園	(社福)あゆみ会	64	谷保 6286-2
7	北保育園	(社福)国立保育会	75	北 3-1-1
8	国立あおいとり保育園	(社福)あゆみ会	66	泉 5-2-1
9	きたひだまり保育園	(社福)国立保育会	60	北 3-42-1
10	こぐまこどものいえ	(NPO)国立子育てティエラ	27	富士見台 3-35-15

③ 幼保連携型認定こども園

No.	施設名	設置者	定員	所在地
1	小百合学園	(学)小百合学園	120	中 1-17-9

④小規模保育事業所

No.	施設名	設置者	定員	所在地
1	あじさい保育園	(NPO)子育て支援事業団あじさい園	19	富士見台 4-10-6-2F

⑤家庭的保育事業所

No.	施設名	設置者	定員	所在地
1	ひいふうみ	近藤 直美	3	富士見台 1-48-24
2	ひよこママルーム	星山 泉	3	西 1-13-59
3	パピー	田邊 覚子	3	谷保 5202-8

⑥認証保育所

No.	施設名	設置者	定員	所在地
1	さくらっこ保育園	三多摩医療生活協同組合	30	中 1-16-25-2F

⑦私立幼稚園

No.	施設名	設置者	定員	所在地
1	国立音楽大学附属幼稚園	(学)国立音楽大学	144	中 1-8-25
2	国立学園附属かたばみ幼稚園	(学)国立学園	168	中 2-6
3	ママの森幼稚園	(学)五浦学園	220	東 4-2-22
4	東立川幼稚園	(学)佐藤学園	160	北 3-37-4
5	国立文化幼稚園	(学)国立文化学園	145	谷保 7-10-2
6	つぼみ幼稚園	太田 進一	210	富士見台 4-51-1
7	国立ふたば幼稚園	小澤 孝造	200	西 1-16-13
8	国立富士見台幼稚園	小澤 谷守	480	谷保 7179-1

⑧幼稚園類似施設

No.	施設名	設置者	定員	所在地
1	富士見台団地幼児教室風の子	国立富士見台団地自治会	—	富士見台 3-7

【図表 7 市内保育園・幼稚園等マップ】

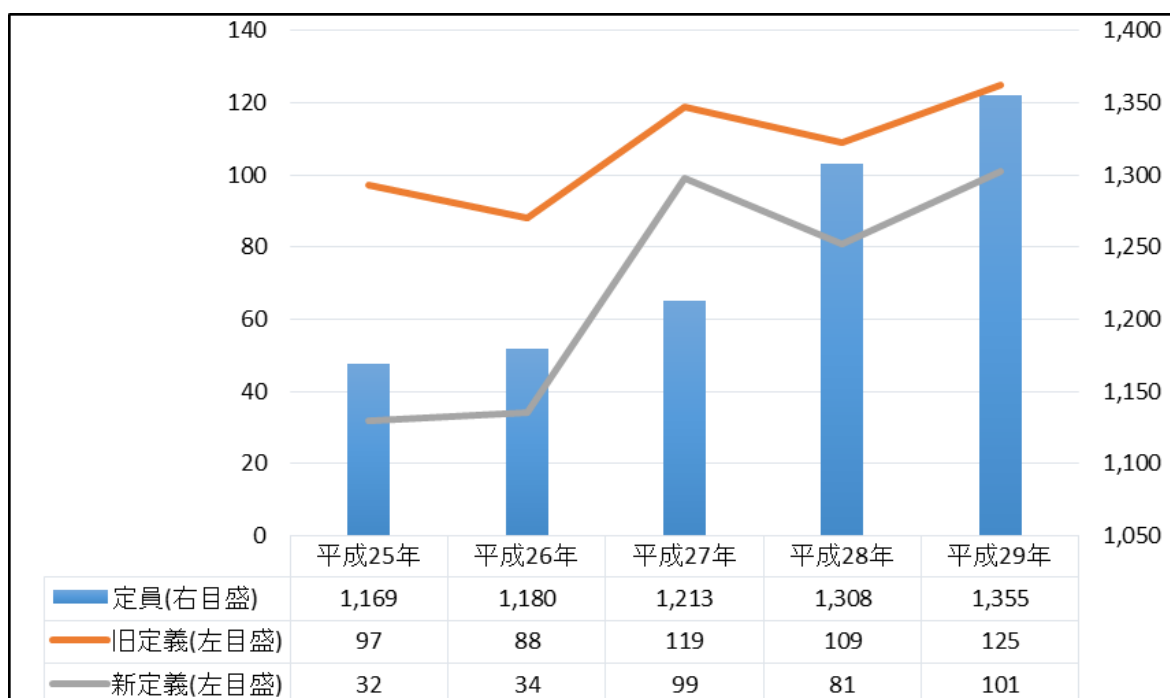


(2) 待機児童の現状

①待機児童総数

平成 24(2012)年以降、保育所の定員増加を図ってきているものの、国立市の待機児童数は増加傾向にあり、平成 29(2017)年 4 月時点の待機児童数は、旧定義¹125 人、新定義²101 人となっています。

【図表 8 待機児童の推移（各年 4 月 1 日時点）】



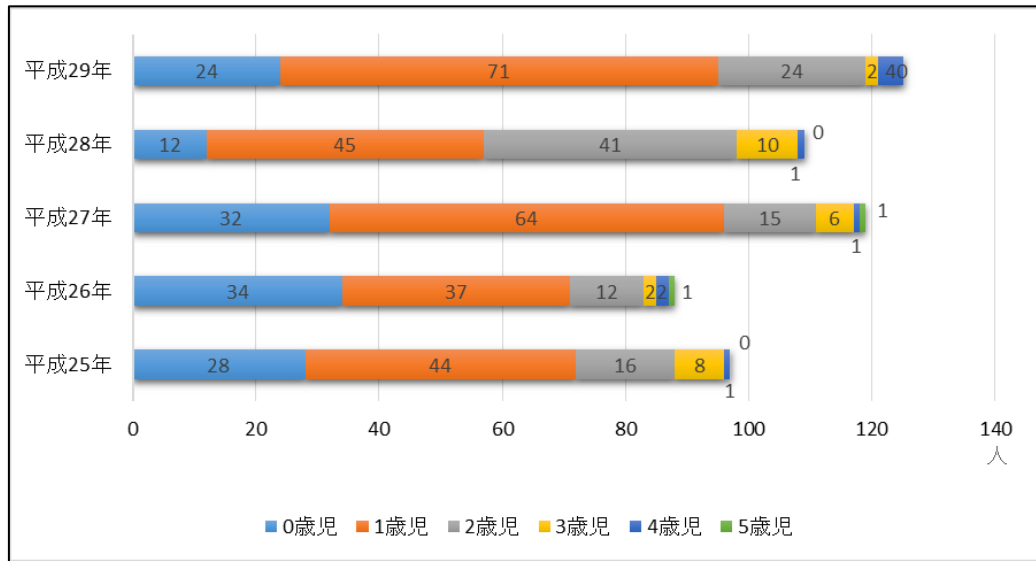
②年齢別待機児童数

年齢別に待機児童を見ると、直近の平成 29(2017)年 4 月 1 日時点で、0～2 歳児の待機児童が全体の約 95%を占めています。その中でも 1 歳児が占める割合は 6 割弱と特に大きくなっており、乳児期の保育ニーズが高いことがわかります。

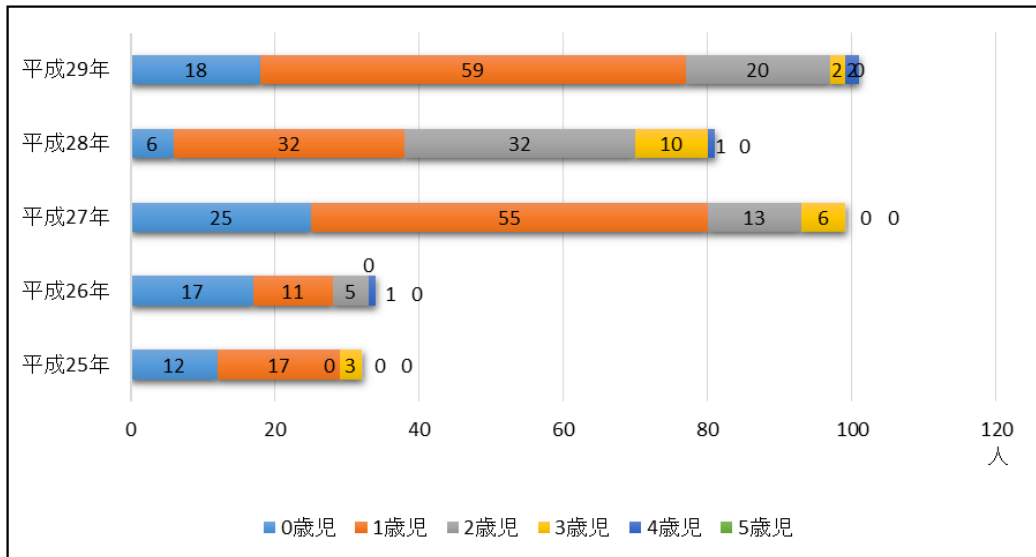
¹ 旧定義の待機児童数は、保育所の入所要件を満たし利用資格があるにもかかわらず、保育所の定員超過のため、保育所に入れなかった児童の数。

² 新定義の待機児童数は、旧定義の入所待機児童数から、認証保育所・保育室等を利用している児童及び特定の保育所（第 1 希望保育所）にのみ入所申込みをしている児童の数を除いたもの。平成 26 年度以前は、さらに求職中の者を除く。

【図表 9 年齢別待機児童数＜旧定義＞（各年 4 月 1 日時点）】



【図表 10 年齢別待機児童数＜新定義＞（各年 4 月 1 日時点）】



【図表 11 年齢別待機児童の構成割合（各年 4 月 1 日時点）】

旧定義	構成割合 (%)						合計 (%)		定員 (人)
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～2歳児	3～5歳児	
平成25年	28.9	45.4	16.5	8.2	1.0	0.0	90.7	9.3	1,169
平成26年	38.6	42.0	13.6	2.3	2.3	1.1	94.3	5.7	1,180
平成27年	26.9	53.8	12.6	5.0	0.8	0.8	93.3	6.7	1,213
平成28年	11.0	41.3	37.6	9.2	0.9	0.0	89.9	10.1	1,308
平成29年	19.2	56.8	19.2	1.6	3.2	0.0	95.2	4.8	1,355

新定義	構成割合 (%)						合計 (%)		定員 (人)
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～2歳児	3～5歳児	
平成25年	37.5	53.1	0.0	9.4	0.0	0.0	90.6	9.4	1,169
平成26年	50.0	32.4	14.7	0.0	2.9	0.0	97.1	2.9	1,180
平成27年	25.3	55.6	13.1	6.1	0.0	0.0	93.9	6.1	1,213
平成28年	7.4	39.5	39.5	12.3	1.2	0.0	86.4	13.6	1,308
平成29年	17.8	58.4	19.8	2.0	2.0	0.0	96.0	4.0	1,355

③町別待機児童数

待機児童数をエリア別に分類すると、JR 中央線以北の北地域と JR 南武線以北・大学通り東側地域において、待機率が 10%以上となっています。



また、南武線以北かつ大学通り西側のエリアは、待機児童数が 42 人となっており、北地域の 19 人の待機児童と合わせると、約半数の 61 人の待機児童がこのエリアに存在します。

【図表 12 町別待機児童数（平成 29 年 4 月 1 日時点）】

No.	町名	就学前 児童数 (人)	保育園 利用児童数 (人)	保育園 利用率 (%)	待機 児童数 (人)	待機率 (%)
①	北1丁目	80	22	27.5	5	22.7
②	北2丁目	86	35	40.7	1	2.9
③	北3丁目	217	113	52.1	13	11.5
北地域		383	170	44.4	19	11.2
④	東1丁目	144	49	34.0	4	8.2
⑤	東2丁目	110	42	38.2	4	9.5
⑥	東3丁目	128	54	42.2	2	3.7
⑦	東4丁目	147	65	44.2	9	13.8
⑧	富士見台1丁目	218	93	42.7	13	14.0
南武線以北・大学通り東側		747	303	40.6	32	10.6
⑨	中1丁目	135	51	37.8	0	0.0
⑩	中2丁目	113	33	29.2	1	3.0
⑪	中3丁目	109	50	45.9	3	6.0
⑫	西1丁目	165	74	44.8	3	4.1
⑬	西2丁目	220	102	46.4	8	7.8
⑭	西3丁目	52	20	38.5	0	0.0
⑮	富士見台2丁目	264	100	37.9	13	13.0
⑯	富士見台3丁目	213	95	44.6	9	9.5
⑰	富士見台4丁目	121	60	49.6	5	8.3
南武線以北・大学通り西側		1,392	585	42.0	42	7.2
⑱	谷保	575	256	44.5	19	7.4
⑲	青柳	195	87	44.6	9	10.3
⑳	矢川	25	10	40.0	0	0.0
㉑	泉	103	51	49.5	4	7.8
南武線以南		898	404	45.0	32	7.9

※待機児童数は旧定義

※待機率 = 待機児童数 ÷ 保育園利用児童数 × 100

(3) 就学前児童の施設利用の現状

市内の未就学児童の施設別の利用状況をみると、平成 29（2017）年 5 月 1 日時点において、保育・教育施設に通園している未就学児童（市外施設利用含む）の割合は、認可保育園が 38.7%（1,332 人）、認可幼稚園が 22.8%（784 人）、認定こども園が 2.8%（97 人）、認証保育所が 1.5%（53 人）、家庭的事業者が 0.3%（9 人）となっており、全体で 66.2%（2,275 人）の子どもが保育・教育施設を利用しています。

一方で、残りの 33.8%（1,163 人）の子どもは、主に各家庭もしくは上記以外の認可外施設において保育されている状況です。

【図表 13 未就学児童施設利用状況（平成 29（2017）年 5 月 1 日時点）】

年齢 項目	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認可保育園	114 (1)	217 (2)	256 (3)	258 (1)	242 (2)	245 (8)	1,332 (17)
認可幼稚園				262 (55)	272 (59)	250 (53)	784 (167)
認定こども園	6	13 (1)	10	26	24	18	97 (1)
認証保育所	8 (3)	27 (14)	15 (4)	2 (2)	1 (1)		53 (24)
家庭的事業者		6	3				9
小計	128 (4)	263 (17)	284 (7)	548 (58)	539 (62)	513 (61)	2,275 (209)
その他	421	344	298	38	35	27	1,163
市内未就学 児童人口総計	549	607	582	586	574	540	3,438
※()内は国立市外の施設へ通っている市民の再掲							

(4) 公立保育園の施設の現状

①施設の概要

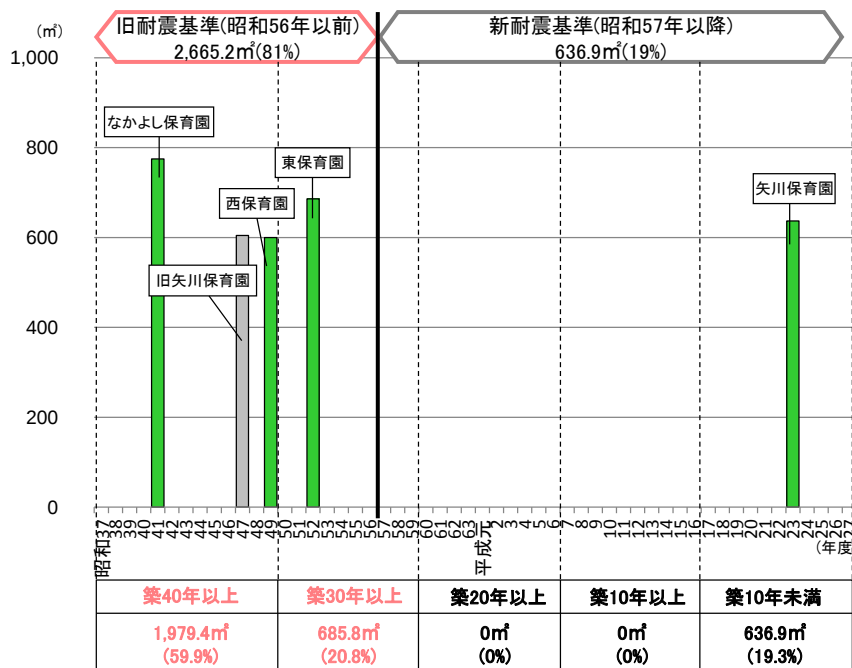
施設名	所在地	延床面積 (㎡)	構造 (主建物)	建築年度 (年度)	耐用年数	備考
なかよし保育園	富士見台2-46	774.9	RC造	昭和41 (1966)	29年 (2046年)	無償借地
矢川保育園 (旧園舎)	富士見台4-17-1	604.5	RC造	昭和47 (1972)	－	無償借地
矢川保育園 (仮園舎)	谷保6800-2他	636.9	軽S造	平成23 (2011)	－	有償借地
西保育園	富士見台3-45-1	600.0	RC造	昭和49 (1974)	18年 (2035年)	市有地
東保育園	富士見台1-45-17	685.8	RC造	昭和52 (1977)	41年 (2058年)	市有地

②建物の状況

公立保育園の床面積は 3,302.1 ㎡です。なかよし保育園、西保育園、東保育園は旧耐震基準の建物ですが、耐震診断の結果、耐震安全性は確認されています。また、矢川保育園は都営矢川北アパートの建替えに伴い、現在仮園舎において運営しており、建替えを予定しています。

最も古い、なかよし保育園は昭和 41（1966）年度に建設され、築後 50 年が経過しています。西保育園、東保育園も建築後 30 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。過去に修繕・改修工事を実施してきましたが、時間の経過とともに、ほとんどの施設で新たな劣化が顕在化し始めています。構造躯体の健全性評価、各部の劣化状況を踏まえ、残存耐用年数の想定年は 18 年から 41 年となっています。

【図表 14 築年別整備状況（平成 26 年度）】『国立市公共施設白書』より



③公立保育園の建物総合評価

		基本情報		①耐震化	②老朽化	③劣化状況	④バリアフリー対応							⑤環境対応			⑥維持管理		
																	床面積当たり (円/㎡)		
No.	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震診断・耐震改修	築年数	劣化 診断票 回答評価	車いす エレベーター※1	障がい者用 トイレ	車いす用 スロープ	自動 ドア	手すり	点字 ブロック	太陽光 発電の 導入	自然エ ネルギー・ 壁面緑化等	環境 対応 設備※2	光熱水費	建物 管理 委託費	各所 修繕費	
1	なかよし保育園	昭和41	775	実施済み	49	×	×	×	×	×	○	×	×	×	△	5,314	1,382	680	
2	矢川保育園	平成23	637	不要	4	—	×	○	○	×	○	×	×	×	△	7,166	1,631	2,019	
3	西保育園	昭和49	600	—	41	○	×	×	×	×	○	×	×	×	△	6,838	1,747	1,910	
4	東保育園	昭和52	686	実施済み	38	○	×	×	×	×	○	×	×	×	△	5,894	1,686	1,133	

記載例

③

○：劣化がみられないもの
△：一部に劣化がみられるもの・不明
×：屋根・外壁等の重要部位に劣化がみられるもの

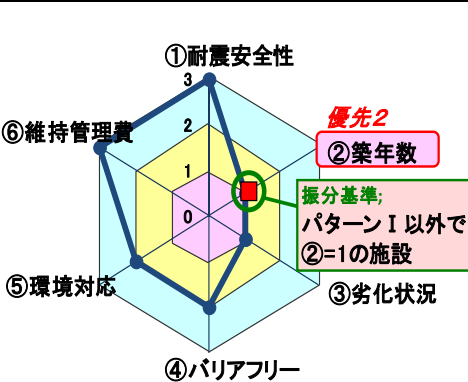
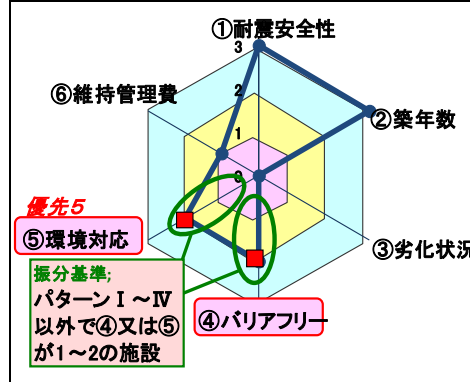
④⑤

○：実施済
△：一部実施・不明
×：未実施
—：該当なし

※1 手すり・鏡・低い操作ボタン等
※2 節水型便器、高効率照明器具、LED照明、ヒートポンプエアコン等
※①の「—」は耐震診断の結果耐震補強が不要な施設
「不要」は新耐震基準施設のため耐震診断不要な施設

⑥の凡例

：用途平均値の1.4倍以上のもの

評価	パターンⅡ 老朽化		パターンⅤ バリアフリー・環境対応	
	・老朽化が進行している ⇒建替え又は大規模改修などの老朽化対策の検討が必要な施設 		・バリアフリー、環境対応が未完了 ⇒今後、バリアフリーや環境対応が完了していない部分の整備が望まれる施設 	
該当施設	該当施設 建築年度 なかよし保育園 昭和41 西保育園 昭和49 東保育園 昭和52 < 3 施設 >		該当施設 建築年度 矢川保育園 平成23 < 1 施設 >	
コメント	・耐震性は問題ありませんが、築30年以上と老朽化がかなり進行しており、大規模改修工事などの早急な対応が必要です。		・比較的新しい施設ですが、バリアフリーや環境対応が望まれます。	

出典：『国立市公共施設白書（平成 28（2016）年 3 月）』

(5) 公立保育園職員の現状

①公立保育園の職員数

公立保育園の職員は、公立 4 園全体で正規職員（再任用職員含む）が 80 人、嘱託員が 43 人となっています。各園の保育定員により若干の差はありますが、おおむね 20 人の正規職員と 10 人程度の嘱託員により運営されています。

職種別にみると、1 園につき、保育士が 20～25 人、保健師が 1 人、栄養士と調理員が合わせて 4～5 人、用務員が 2 人となっています。

【図表 15 保育園職員の状況（平成 29（2017 年 4 月 1 日時点）】

項目		なかよし 保育園	矢川保育園	西保育園	東保育園	合計
保育士	正規職員	17	15	14	16	62
	再任用職員		2	1		3
	嘱託職員	9	7	6	6	28
保健師	正規職員	1	1	1	1	4
	再任用職員					0
	嘱託職員					0
栄養士	正規職員	3	2	2	1	8
	再任用職員					0
	嘱託職員					0
調理員	正規職員				1	1
	再任用職員	1	1			2
	嘱託職員	1	2	2	2	7
用務員	正規職員					0
	再任用職員					0
	嘱託職員	2	2	2	2	8
合計	正規職員	21	18	17	19	75
	再任用職員	1	3	1	0	5
	嘱託職員	12	11	10	10	43

②公立保育園の職員割合

市職員の部門別構成割合をみると、民生部門の職員は全体の31.6%を占め、そのうち保育所部門は全体の16.5%となっています。これは、都内の類似団体8市と比較すると、民生部門で類似団体平均の23.8%に対して7.8%高く、保育所部門に限ると9.4%高い状況となっています。

【図表 16 部門別職員配置の構成割合（平成 28（2016）年 4 月 1 日時点）】

部門	国立市 (A)	類似団体 8市平均 (B)	差引 (A) - (B)
議 会	1.5%	1.4%	0.1%
企画・総務	22.5%	24.6%	-2.1%
税 務	7.8%	7.5%	0.3%
民 生	31.6%	23.8%	7.8%
(うち保育所)	16.5%	7.1%	9.4%
衛 生	6.7%	7.0%	-0.3%
労 働	0.2%	0.0%	0.2%
農林水産	0.4%	0.9%	-0.5%
商 工	0.9%	1.8%	-0.9%
土 木	9.3%	9.2%	0.1%
教 育	10.6%	15.3%	-4.7%
公営企業等	8.4%	8.4%	0.0%
(うち下水道事業)	1.7%	1.5%	0.2%
(うち国民健康保険事業)	1.9%	2.3%	-0.4%
(うち介護保険事業)	4.3%	3.3%	1.0%
(その他)	0.4%	0.9%	-0.5%
※類似団体は、福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・稲城市・羽村市・あきる野市の8市です。 ※稲城市の消防・病院部門職員は除きます。			

(6) 公立保育園のコストの現状

公立保育園 4 園の年間トータルコストは、8 億 1,714 万円です。1 施設当たりの全体平均は 2 億 429 万円です。年間トータルコストのうち、施設に係るコストが 2,992 万円（約 4%）、事業運営に係るコストが 7 億 8,106 万円（約 96%）となっています。

国の三位一体改革に伴い、平成 16（2004）年度から市立保育園の施設整備費及び運営費が一般財源化されたことにより、公立保育園については、国や都からの負担金がなくなり、その分を市が一般財源から賄うこととなりました。

【図表 17 公立保育園に係る行政コスト計算書（平成 26 年度）】

『国立市公共施設白書』より抜粋

I. 現金収支を伴うもの

単位：千円

【コストの部】		なかよし保育園	矢川保育園	西保育園	東保育園	合計
指定管理料		0	0	0	0	0
施設に係るコスト	修繕費	527	1,286	1,146	777	3,736
	光熱水費	4,118	4,564	4,103	4,042	16,827
	委託料	1,071	1,039	1,048	1,156	4,314
	土地借上料等	0	4,523	0	0	4,523
	市債利息償還金	81	0	0	105	186
	その他	337	0	0	0	337
施設に係るコスト		6,134	11,412	6,297	6,080	29,923
事業運営に係るコスト	職員人件費	150,000	150,000	142,500	150,000	592,500
	嘱託員等報酬	22,768	17,620	13,634	17,185	71,207
	臨時職員賃金	15,074	17,199	19,435	14,510	66,218
	委託料	810	1,122	810	810	3,552
	その他	12,329	11,904	11,305	12,042	47,580
	事業運営に係るコスト	200,981	197,845	187,684	194,547	781,057
現金収支を伴うコスト 計		207,115	209,257	193,981	200,627	810,980

【収入の部】

分担金及び負担金	21,613	21,613	21,613	21,613	86,452
使用料及び手数料	1	1	1	1	4
現金収入を伴う収益 計	21,614	21,614	21,614	21,614	86,456

II. 現金収支を伴わないもの

【コストの部】

減価償却相当額	0	1,622	1,849	2,693	6,164
---------	---	-------	-------	-------	-------

【収入の部】

収入未済額	0	2	0	0	2
-------	---	---	---	---	---

III. 総括

コストの部合計（トータルコスト）	207,115	210,879	195,830	203,320	817,144
収支差額（ネットコスト）	185,501	189,263	174,216	181,706	730,686

＜参考データ＞

国・都支出金	18,875	18,875	18,875	18,875	75,500
その他の収入	2,220	2,220	2,220	2,220	8,880

3. 保育事業の状況

(1) 保育園の基本的な保育の現状

保育園の基本的な保育は、児童福祉法に基づき保育を実施しており、『保育所保育指針』(平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 141 号)において、保育所における保育の内容や運営に関する事項が定められています。

公立保育園については、国立市立保育園設置条例により設置されています。また、国立市立保育園設置条例施行規則において、休日や保育時間等を規定しています。

①認可保育園の概要

- ア. 施設数 14 施設 (公立 4 施設、私立 10 施設)
- イ. 定員数 1,270 人 (平成 29 年 4 月 1 日)
- ウ. 利用者数 1,333 人 (平成 29 年 4 月 1 日)
- エ. 受入年齢 産後休暇明け (生後 8 週間経過以降) から
- オ. 保育時間 午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの 11 時間
※ただし、1 園は午前 7 時から午後 6 時までの 11 時間
※保護者の就労形態や家庭の状況等により、8 時間の短時間保育の場合もあります。
- カ. 開園日 月曜日から土曜日 (祝日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く)

キ. 運営主体

国立市	社会福祉法人	学校法人	合計
4	9	0	
宗教法人	NPO 法人	株式会社	14
0	1	0	

②小規模保育事業所の概要

小規模保育事業所は、定員が 6 人から 19 人までの 0 歳から 2 歳児までを対象とする施設で、市が認可する保育園です。

- ア. 施設数 1 施設 (運営主体 : NPO 法人)
- イ. 定員数 19 人 (平成 29 年 4 月 1 日)
- ウ. 利用者数 19 人 (平成 29 年 4 月 1 日)
- エ. 受入年齢 産後休暇明け (生後 8 週間経過以降) から 2 歳児まで

オ. 保育時間 午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの 11 時間

カ. 開園日 月曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く）

③家庭的保育事業所の概要

家庭的保育事業所は、事業者の自宅において少人数の保育を行う施設で、市が認可する施設です。

ア. 施設数 3 施設

イ. 定員数 9 人（平成 29 年 4 月 1 日）

ウ. 利用者数 9 人（平成 29 年 4 月 1 日）

エ. 受入年齢 産後休暇明け（生後 8 週間経過以降）から 2 歳児まで

オ. 保育時間 午前 8 時から午後 4 時の 8 時間（1 施設）

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分の 8 時間（2 施設）

カ. 開園日 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）

④認証保育所の概要

認証保育所は、都市部のニーズに対応できるように東京都独自の制度で、東京都の示す基準を満たしている保育施設です。

ア. 施設数 1 施設（運営主体：生活協同組合）

イ. 定員数 30 人（平成 29 年 4 月 1 日）

ウ. 利用者数 30 人（平成 29 年 4 月 1 日）

エ. 受入年齢 産後休暇明け（生後 8 週間経過以降）から 2 歳児まで

オ. 保育時間 午前 7 時 45 分から午後 6 時 45 分までの 11 時間

※開所時間は 7 時 15 分から午後 8 時 15 分までとなっており、上記の通常保育時間を超える時間は時間外保育となります。

カ. 開園日 月曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く）

（2）延長保育の現状

市内の認可保育園では、上記（1）の 11 時間の標準的な保育の時間を超えて保育が必要な方のため、延長保育を実施しています。なお、8 時間の短時間保育の場合には、その時間を超える部分は延長保育となります。

平成 29 年 4 月 1 日現在、市内の認可保育園で実施されている延長保育は、13 園で午後 6 時 15 分から午後 7 時 15 分までの 1 時間、1 園で午後

6時から午後8時までの2時間となっており、市内全園で実施しています。

延長保育は、保育料とは別に延長保育利用料が保護者負担となり、利用料は各保育園において定められています。

①延長保育の概要

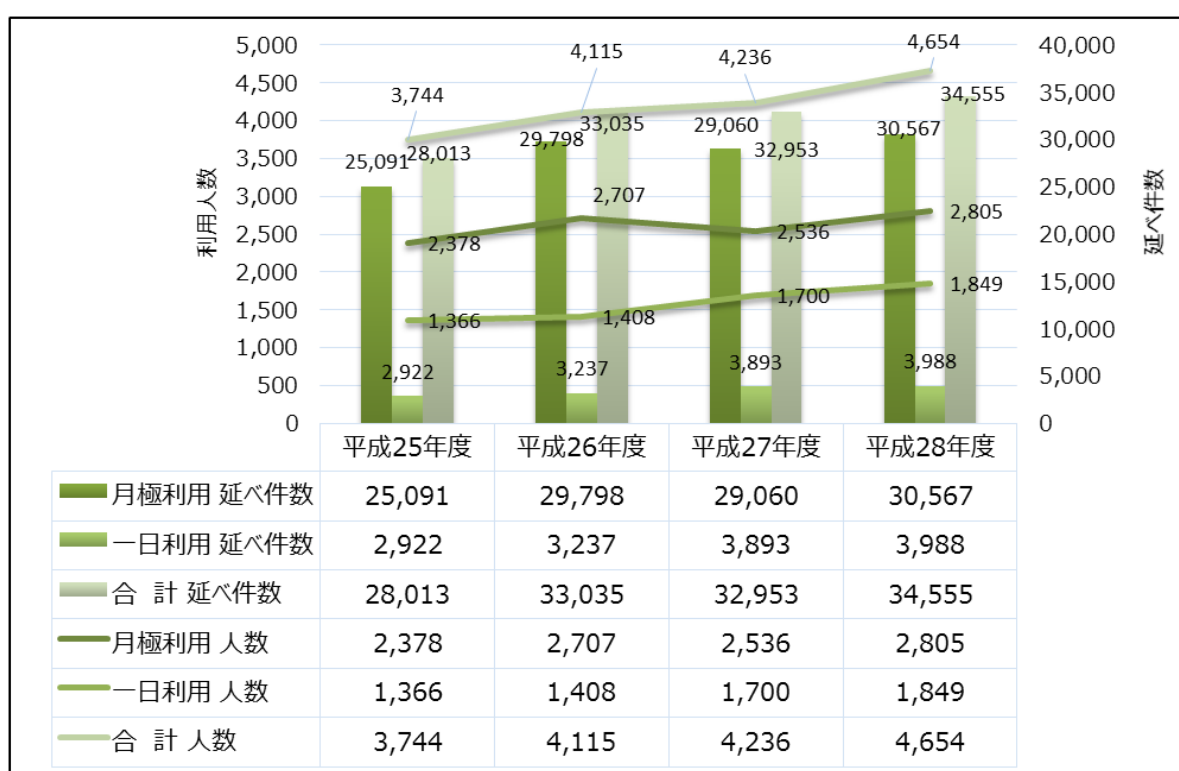
ア. 実施施設 14 施設

イ. 実施時間 午後6時15分から午後7時15分までの1時間

※ただし、1園は午後6時から午後8時までの2時間

ウ. 利用者数

【図表 18 延長保育の利用数の推移】



(3) 休日保育・年末年始保育の現状

日曜日及び祝日の保育、年末年始の保育については、国立市では実施していません。

なお、東京都内においては、13区12市において実施されています。

(4) 一時保育の現状

冠婚葬祭、保護者の仕事、病気、育児疲れの解消等を理由として、一時的に保育が必要なときに保育園にて保育を受けることができます。

①事業の概要

ア. 実施施設 2 施設

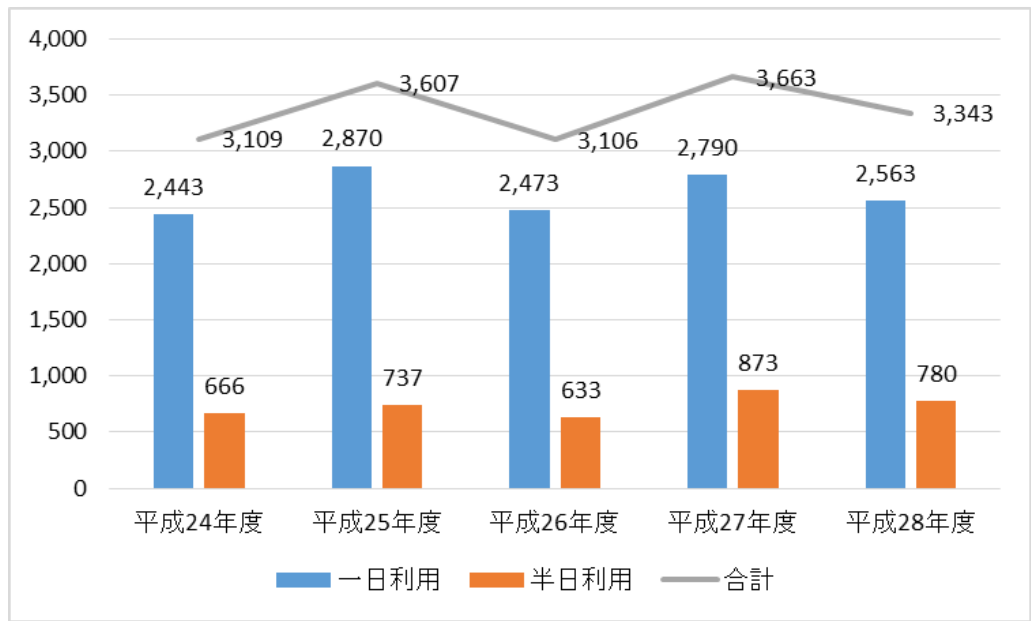
イ. 対象児童 満 1 歳から就学前まで

ウ. 開設日 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）

エ. 保育時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

②利用の状況

【図表 19 一時保育事業の利用者数の推移】



(5) 病児・病後児保育の現状

病児・病後児保育は、保護者が仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等のため、病気のお子さんを家庭で保育できない時に、一時的に保育するものです。

児童が病気の回復期、また回復期に至らないけれども当面症状の急変はないと医師に診断された場合で、かかりつけ医の指示書、または実施施設の医師が受入れ可能と判断したときに利用できます。

①事業の概要

ア. 実施施設 1 施設

イ. 対象児童 生後 6 か月から小学校 3 年生まで

ウ. 開設日 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）

エ. 保育時間 午前 8 時から午後 6 時まで

オ. 受入定員 1 日 6 人

②利用の状況

【図表 20 病児・病後児保育の利用状況】

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数(人)	63	67	98	95	82	92	75	73	78	59	64	78	924
開室日数(日)	20	19	22	20	22	20	20	20	19	19	20	22	243
1日平均(人)	3.2	3.5	4.5	4.8	3.7	4.6	3.8	3.7	4.1	3.1	3.2	3.5	3.8
利 用 率(%)	52.5	58.8	74.2	79.2	62.1	76.7	62.5	60.8	68.4	51.8	53.3	59.1	63.4
平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数(人)	34	54	99	101	67	85	78	61	79	40	96	79	873
開室日数(日)	21	18	22	22	21	19	21	19	19	19	20	22	243
1日平均(人)	1.6	3.0	4.5	4.6	3.2	4.5	3.7	3.2	4.2	2.1	4.8	3.6	3.6
利 用 率(%)	27.0	50.0	75.0	76.5	53.2	74.6	61.9	53.5	69.3	35.1	80.0	59.8	59.9
平成26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数(人)	74	65	84	104	67	73	74	58	72	43	33	56	803
開室日数(日)	21	20	21	22	21	20	22	18	19	19	19	22	244
1日平均(人)	3.5	3.3	4.0	4.7	3.2	3.7	3.4	3.2	3.8	2.3	1.7	2.5	3.3
利 用 率(%)	58.7	54.2	66.7	78.8	53.2	60.8	56.1	53.7	63.2	37.7	28.9	42.4	54.8
平成25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数(人)	84	77	71	107	81	68	65	83	55	62	55	56	864
開室日数(日)	21	21	20	22	22	19	22	20	19	19	19	20	244
1日平均(人)	4.0	3.7	3.6	4.9	3.7	3.6	3.0	4.2	2.9	3.3	2.9	2.8	3.5
利 用 率(%)	66.7	61.1	59.2	81.1	61.4	59.6	49.2	69.2	48.2	54.4	48.2	46.7	59.0
平成24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数(人)	86	61	88	111	87	94	98	69	70	46	62	68	940
開室日数(日)	20	21	21	21	23	19	22	21	19	19	19	20	245
1日平均(人)	4.3	2.9	4.2	5.3	3.8	4.9	4.5	3.3	3.7	2.4	3.3	3.4	3.8
利 用 率(%)	71.7	48.4	69.8	88.1	63.0	82.5	74.2	54.8	61.4	40.4	54.4	56.7	63.9

4. 子育て支援事業の状況

(1) 子ども家庭支援センターにおける子育て支援の現状

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に係る相談等子育て支援の事業を行うことにより、子どもの健やかな成長を支援するための施設です。

主な事業内容は、子どもと家庭に係る相談、子育て等に関する情報の収集及び提供、保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供、子どもの虐待の防止に関することなどです。

①相談事業

子ども家庭支援センターでは、育児や家庭のことについての困りごとに対する相談を行っています。

ア. 相談受理件数

【図表 21 子ども家庭支援センター相談受理件数の推移】

相談種別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
養護相談	147	194	240	223	339
保健相談	2	6	3	2	2
障害相談	8	14	3	12	5
非行相談	1	2	0	0	1
育成相談	30	13	125	140	61
その他相談	18	13	3	0	4
合 計	206	242	374	377	412

②子育てひろば事業

子ども家庭支援センター内にある子育てひろばは、子どもとのふれあいや子育て家庭同士の交流、リフレッシュの場として 0 歳から親子で自由に遊べるスペースです。

ア. 利用対象者 0 歳から利用可能

イ. 開設日時 月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時まで（木曜日は正午まで）

ウ. 利用の状況

【図表 22 子育てひろばの開所日数及び利用者数の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開所日数	293	285	289	294	292
利用延人数	9,939	11,028	12,407	11,518	11,500
1日あたり利用者数	33.9	38.7	42.9	39.2	39.4

③育児支援サポーター派遣事業

育児支援サポーター派遣事業は、市内在住の産前(妊娠中)、産後の家庭に、育児支援サポーターを派遣し、家事や育児のお手伝いをする事業です。

ア. 利用対象者

- ・妊娠中から産後 6 か月までの間で、家事や育児の支援が必要な方
- ・利用できる時間内に、母子が在宅であること
- ・産前に母子健康手帳を取得し、産院等で受診をしている妊婦

イ. 利用期間

- ・産前(妊娠中)、産後を通して 15 日間
- ・出産後は、産院などから自宅に戻った翌日から 6 か月まで利用可能

ウ. 援助時間

- ・午前 8 時から午後 7 時まで（年末年始を除く）
- ・1 時間を 1 単位とし、1 日 1 回または 2 回で合計 4 時間まで

エ. 利用の状況

【図表 23 育児支援サポーターの利用状況の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
サポーター登録数	87	74	38	78	90
派遣依頼者数	25	25	12	86 (3)	26 (2)
活動日数	120	100	198	294 (22)	223 (26)
※（ ）内は要支援家庭とする					

④子どもショートステイ事業

子どもショートステイ事業は、児童を養育している保護者が、病気や育児疲れ、出産、冠婚葬祭などやむを得ない事情により、家庭での養育が困難となった場合に、市が委託した法人が運営する施設において、宿泊もしくは日帰りにより一時的に養育する事業です。

ア. 利用対象者 2歳から義務教育終了前まで

イ. 利用期間 宿泊は1回の申請につき、6泊7日以内

ウ. 利用の状況

【図表24 子どもショートステイの利用延べ人数の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数 (泊数)	117人	52人	65人	53人	76人

⑤子ども家庭支援ネットワーク連絡会（要保護児童対策地域協議会）

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するため、市では要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待対応にあたっています。

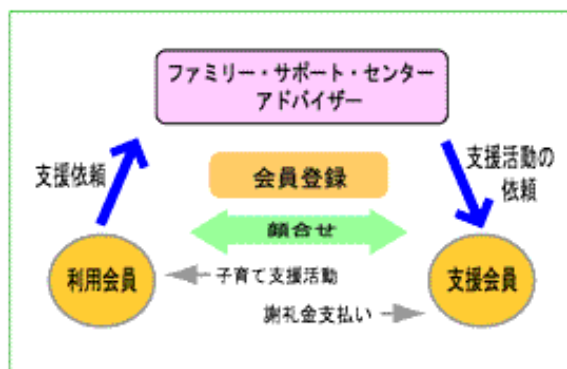
ア. 相談受理件数

【図表 25 子ども家庭支援ネットワーク連絡会相談受理件数の推移】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	虐待対応件数(A)	54	62	97	127	105
	新規	32	49	68	74	69
	継続	22	13	29	53	36
	新規案件非該当(B)	18	19	8	20	21
	虐待件数(A-B)	36	43	89	107	84
種別内訳	身体的	13	14	19	20	27
	心理的	11	15	42	69	41
	性的	0	1	6	5	0
	ネグレクト	12	13	21	13	16
	その他			1		
年齢別内訳	未就学児	16	20	31	38	30
	小学生	13	16	36	40	38
	中学生	5	7	15	20	12
	高校生	2	0	7	8	4
	不明				1	

⑥ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けが必要な人(利用会員)と手助けをしたい人(支援会員)を結びつけ、地域の子育ての輪をサポートする会員組織です。支援会員の要請研修を開催しているほか、支援会員と利用会員の交流会も行っています。



ア. 対象者

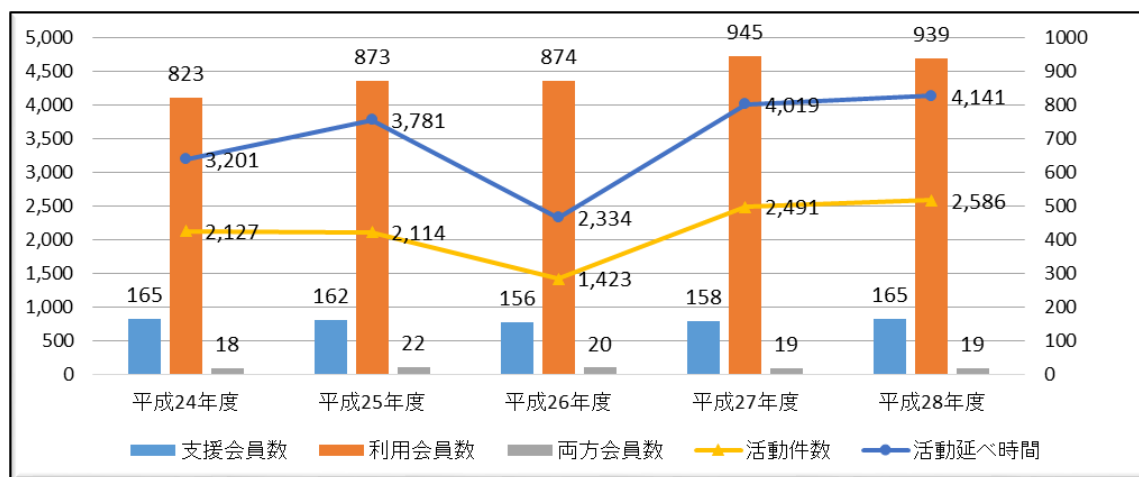
- ・利用会員…市内に在住し、生後2か月以上からおおむね10歳未満の子どもの保護者で、育児の支援が必要な方
- ・支援会員…市内に在住している心身ともに健康な20歳以上の方

イ. 活動内容

- ・保育園、幼稚園、学童保育所、学校等の送迎やその前後の預かり
- ・保護者が学校行事、地域活動、買い物等で外出する時の預かり
- ・保護者の短時間・臨時的就労や求職活動中の預かり
- ・保護者が通院、病気、看病、出産、休息などの時の預かり など

ウ. 会員数と活動の状況

【図表 26 ファミリー・サポート・センター会員数と活動状況の推移】



(2) 発達支援室における子育て支援の現状

発達支援室は、発達段階において配慮を必要とする0歳から18歳までの児童に対し、当該児童の発達段階や特性に応じて継続した支援を行うための施設です。

主な事業内容は、児童の発達に係る相談、助言等に関すること、発達段階において配慮を必要とする就学前の児童の通所に関すること、児童の発達支援に係る関係機関との連携等に関することなどです。

①子ども発達相談事業

発達段階において配慮を必要とする18歳までの児童に対する切れ目のない支援を目的とした相談事業を行っています。

ア. 相談件数

【図表 27 発達相談件数の推移】

相談内容	年齢	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通所希望	0～2歳	11	10	5
	3～6歳	19	12	3
	7～12歳	0	0	-
	13～18歳	-	-	-
	小計	30	22	8
言葉の発達	0～2歳	5	11	11
	3～6歳	5	7	10
	7～12歳	0	0	0
	13～18歳	-	-	0
	小計	10	18	21
人見知り 落ち着き等	0～2歳	3	9	3
	3～6歳	5	17	10
	7～12歳	2	3	6
	13～18歳	-	-	0
	小計	10	29	19
運動面	0～2歳	0	0	0
	3～6歳	2	1	1
	7～12歳	2	0	1
	13～18歳	-	-	0
	小計	4	1	2
その他	0～2歳	4	3	4
	3～6歳	5	22	7
	7～12歳	1	0	4
	13～18歳	-	-	1
	小計	10	25	16
合計	0～2歳	23	33	23
	3～6歳	36	59	31
	7～12歳	5	3	11
	13～18歳	-	-	1
	合計	64	95	66

※相談内容の重複あり

イ. 相談経由

【図表 28 発達相談の経路先別件数の状況】

機関名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保健センター	15	17	22
子ども家庭支援センター	2	1	1
多摩療育園	6	6	1
小児科（市内・市外）	7	7	7
都立小児総合医療センター	1	1	0
私立幼稚園	3	3	2
公私立保育園	8	16	12
ホームページ・市報	0	23	14
その他 （知人・ふくふく窓口等）	1	4	7
合計	43	78	66

②巡回相談事業

市内の保育所・幼稚園等において、小児神経科医師および臨床心理士が巡回（発達支援室の相談員も同行）し、児童へのかかわりや保護者への対応について助言を行う巡回相談事業を行っています。

ア. 巡回施設数

【図表 29 巡回相談件数の推移】

施設種別	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認可保育園 認証保育所	医師	13	13	14
	臨床心理士	21	21	26
認可幼稚園 幼稚園類似施設	医師	0	6	6
	臨床心理士	2	9	14
家庭的 保育事業者	医師	0	1	0
	臨床心理士	3	1	1
合計	医師	13	20	20
	臨床心理士	26	31	41

イ. 巡回相談件数

【図表 30 巡回相談件数の推移】

施設種別	年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
認可保育園	平成26年度	2	9	21	42	39	28	0	141
	平成27年度	—	13	27	54	32	36	1	163
	平成28年度	—	8	43	42	50	27	0	170
認証保育所	平成26年度	0	1	6	—	—	—	—	7
	平成27年度	—	0	7	—	—	—	—	7
	平成28年度	—	0	1	—	—	—	—	1
家庭的 保育事業者	平成26年度	0	7	0	—	—	—	—	7
	平成27年度	—	0	2	—	—	—	—	2
	平成28年度	—	2	1	—	—	—	—	3
認可幼稚園等	平成26年度	0	0	0	3	1	1	0	5
	平成27年度	—	0	3	20	14	7	0	44
	平成28年度	—	0	1	39	20	19	0	79
合計	平成26年度	2	17	27	45	40	29	0	160
	平成27年度	0	13	39	74	46	43	1	216
	平成28年度	0	10	46	81	70	46	0	253

③通所事業

発達段階において支援が必要な児童とその保護者を対象として、親子参加による少人数のグループ活動を通して、ご家族や関係機関と連携を取りながら、子どもの発達をともに支えていく事業です。

ア. 対 象 2歳から就学前までの児童とその保護者

イ. 利用期間 使用開始日から半年を目安に実施

ウ. 日 時 月・水・金曜日 午前10時から午前11時30分まで

エ. 実施回数及び人数

【図表 31 通所事業の実施回数及び参加人数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
グループ数 (グループ)	6	8	5
実施回数 (回)	119	137	87
延べ人数 (人)	336	516	341

(3) 児童館・学童保育所における子育て支援の現状

①おはようコケッコ事業

おはようコケッコ事業は、幼児とその保護者を対象として、家庭では経験できないような遊びなど各児童館の特徴を生かした事業を行っています。

ア. 対象者 2歳（当該年度に3歳となる幼児）以上の幼児と保護者

イ. 日 時 毎週水曜日 午前10時30分から午前11時45分まで

ウ. 実施回数及び参加者数

【図表 32 おはようコケッコ事業の実施回数及び参加数の推移】

項目	館名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年平均
実施回数 (回)	中央児童館	36	35	34	32	32	34
	矢川児童館	37	36	35	32	32	34
	西児童館	36	36	35	32	32	34
	合計	109	107	104	96	96	102
参加親子数 (組)	中央児童館	921	1,052	1,831	840	1,004	1,130
	矢川児童館	903	607	574	487	369	588
	西児童館	623	713	672	516	696	644
	合計	2,447	2,372	3,077	1,843	2,069	2,362
1回当たり 参加親子数 (組/回)	中央児童館	26	30	54	26	31	33
	矢川児童館	24	17	16	15	12	17
	西児童館	17	20	19	16	22	19
	合計	22	22	30	19	22	23

②カンガルー広場事業

カンガルー広場は、週 1 回、身近な子育てひろばとして乳幼児とその保護者が遊ぶことができる広場として市内 7 か所の学童保育所において実施しています。

ア. 対象者

中央・矢川・西学童保育所	東・南・本町学童保育所・北市民プラザ
0 歳～1 歳の乳幼児と保護者	0 歳～5 歳の乳幼児と保護者

イ. 日 時

東・中央・矢川学童保育所・北市民プラザ	南・本町・西学童保育所
毎週木曜日 午前 10 時～午前 11 時 30 分	毎週金曜日 午前 10 時～午前 11 時 30 分

ウ. 参加者数

【図表 33 カンガルー広場事業の参加者数の推移】

	学童名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年間平均
参加者数	本町	349	641	500	205	171	373
	西	1,178	1,171	1,297	1,035	592	1,055
	東	689	764	340	145	186	425
	北	1,136	1,502	1,422	1,415	754	1,246
	中央	1,167	1,418	1,180	1,356	1,290	1,282
	矢川	755	836	1,006	153	346	619
	南	722	1,054	883	681	304	729
	合計	5,996	7,386	6,628	4,990	3,643	5,729

5. 保育事業及び子育て支援事業のコストの状況

国立市の児童福祉費は、平成 23（2011）年度に事業費が約 45 億 4 千万円（うち一般財源：約 18 億 9 千万円）でしたが、平成 28（2016）年度には事業費が約 51 億 2 千万円（うち一般財源：23 億 2 千万円）となり、平成 23（2011）年度と比較して、事業費は約 5 億 8 千万円（12.9%）の増、一般財源にして約 4 億 3 千万円（22.8%）の増となっています。

児童福祉費のうち、公立保育園の運営事業費である保育所費は、平成 23（2011）年度に事業費が約 8 億 1 千万円（うち一般財源：約 6 億 5 千万円）でしたが、平成 28（2016）年度には事業費が約 7 億 9 千万円（うち一般財源：約 6 億 1 千万円）となり、平成 23（2011）年度と比較して、事業費は約 2 千万円（2.9%）の減、一般財源にして約 4 千万円（6.8%）の減となっています。主な増減理由は、平成 23（2011）年度には、耐震性が不足する矢川保育園の移転が必要となったため、仮設園舎の改修費用が発生したことによるものです。

一方で、私立保育園に係る保育所運営委託事業費や認証保育所運営助成費、地域型保育事業費、病児・病後児保育事業費、一時保育支援事業費等で構成される保育事業費は、平成 23（2011）年度に事業費が約 13 億 6 千万円（うち一般財源：約 5 億 8 千万円）でしたが、平成 28（2016）年度には事業費が約 18 億 1 千万円（うち一般財源：7 億 8 千万円）となり、平成 23（2011）年度と比較して、事業費は約 4 億 5 千万円（33.3%）の増、一般財源にして約 2 億円（34.9%）の増となっています。主な増減理由は、平成 25（2013）年度に認可保育園 1 園が開園したほか、平成 27（2015）年度には、平成 28（2016）年度に開園する認可保育園の開設準備経費の補助等による増加となっています。平成 28（2016）年度には、4 月 1 日から認可保育園 1 園、平成 29（2017）年 1 月から小規模保育所 1 園がそれぞれ開園したことに加え、平成 29（2017）年度に認可保育園に移行する認証保育所の改修等の補助により増加しています。

また、私立幼稚園に係る幼稚園費は、平成 28（2016）年 4 月 1 日から国立市で初となる認定こども園が開園したことによって大幅増となっています。

このほか、子ども家庭支援センター費、学童保育費、青少年育成費、子どもの発達支援費においても、事業費は年々増加傾向にあります。

今後、待機児童の解消や保育事業及び子育て支援事業の更なる充実を図り、市民ニーズにさらに応えていくこととなれば、事業費は更に増加していくことが見込まれます。

【図表 34 児童福祉費の推移】

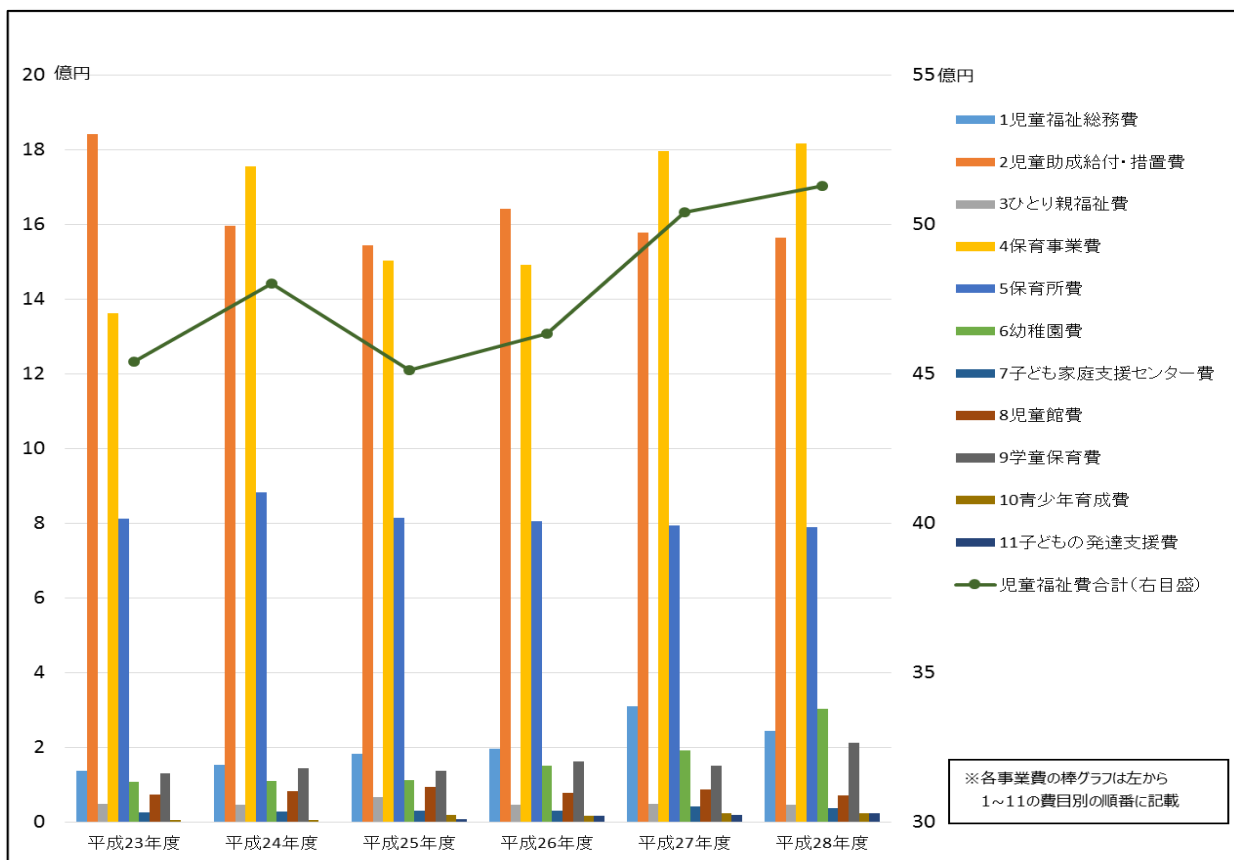
上段：決 算 額（円）

下段：前年度比（％）

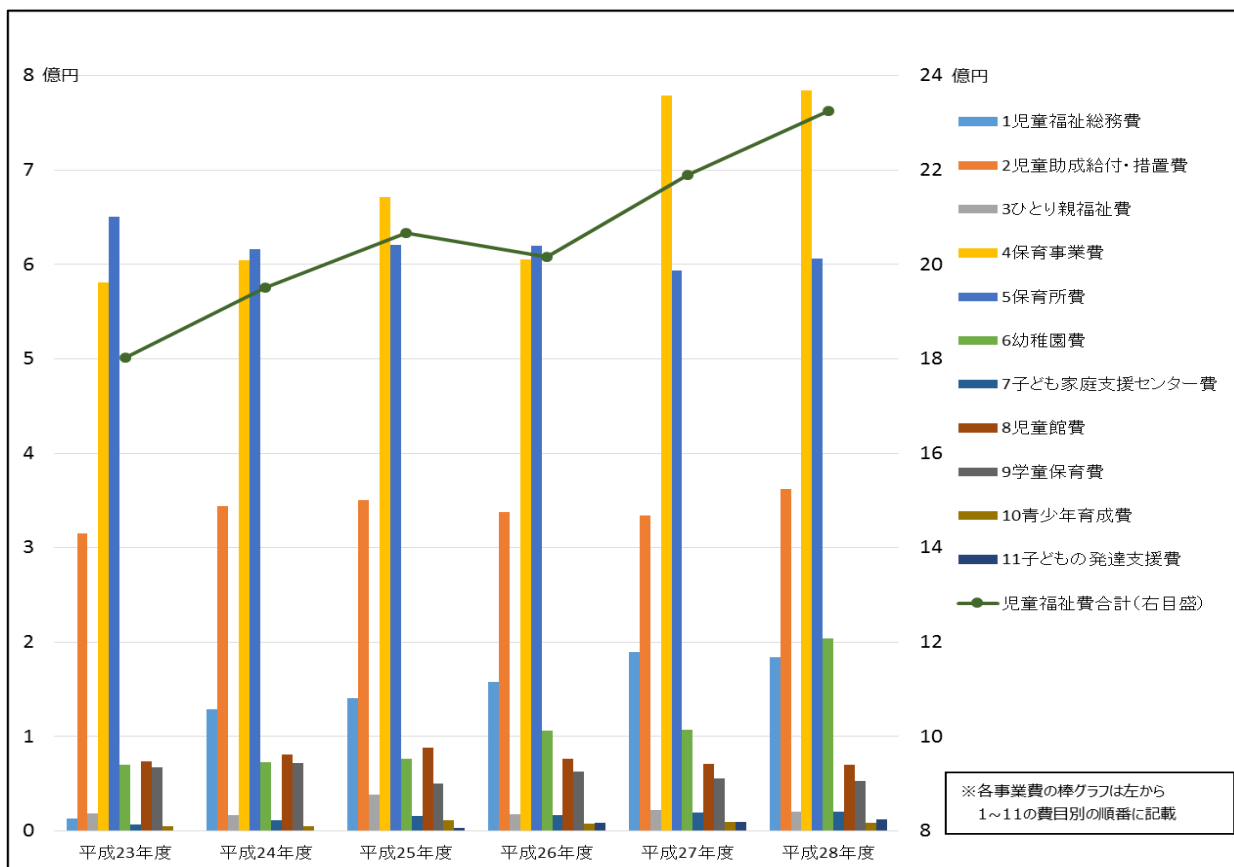
科目	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 児童福祉総務費	事業費	136,082,454 -3.2%	153,282,422 12.6%	182,920,586 19.3%	196,551,494 7.5%	308,801,317 57.1%	243,012,900 -21.3%
	国庫支出金	8,396,033 14.1%	109,137 -98.7%	101,691 -6.8%	7,136,693 6918.0%	58,354,772 717.7%	19,102,873 -67.3%
	都 支 出 金	23,987,942 79.6%	23,682,345 -1.3%	42,042,861 77.5%	31,958,725 -24.0%	61,098,553 91.2%	39,060,253 -36.1%
	地 方 債						
	そ の 他	600,760 -14.2%	200,800 -66.6%	3,600 -98.2%	-100.0%		1,165,000
	一 般 財 源	103,097,719 -13.5%	129,290,140 25.4%	140,772,434 8.9%	157,456,076 11.9%	189,347,992 20.3%	183,684,774 -3.0%
2 児童助成 給付・措置費	事業費	1,841,327,861 6.44%	1,597,189,300 -13.26%	1,544,116,753 -3.32%	1,641,710,474 6.32%	1,577,938,727 -3.88%	1,565,164,240 -0.81%
	国庫支出金	1,076,776,351 8.5%	796,321,998 -26.0%	764,388,496 -4.0%	837,970,273 9.6%	783,556,320 -6.5%	759,293,215 -3.1%
	都 支 出 金	449,025,401 3.3%	457,116,566 1.8%	429,461,557 -6.0%	466,074,308 8.5%	460,326,168 -1.2%	443,169,558 -3.7%
	地 方 債						
	そ の 他	138,300 254.6%	38,700 -72.0%	-100.0%	78,000	40,400 -48.2%	418,709 936.4%
	一 般 財 源	315,387,809 4.3%	343,712,036 9.0%	350,266,700 1.9%	337,587,893 -3.6%	334,015,839 -1.1%	362,282,758 8.5%
3 ひとり親 福祉費	事業費	48,635,116 4.56%	46,482,786 -4.43%	66,938,898 44.01%	45,462,408 -32.08%	47,804,242 5.15%	46,006,869 -3.76%
	国庫支出金	1,085,496 89.8%	1,105,352 1.8%	4,974,679 350.1%	2,261,015 -54.5%	3,002,602 32.8%	3,623,985 20.7%
	都 支 出 金	27,837,000 -2.5%	26,702,000 -4.1%	22,582,526 -15.4%	22,939,900 1.6%	21,279,000 -7.2%	20,761,000 -2.4%
	地 方 債						
	そ の 他	1,523,300 16.1%	1,437,375 -5.6%	999,896 -30.4%	2,142,551 114.3%	989,007 -53.8%	1,217,721 23.1%
	一 般 財 源	18,189,320 13.1%	17,238,059 -5.2%	38,381,797 122.7%	18,118,942 -52.8%	22,533,633 24.4%	20,404,163 -9.5%
4 保育事業費	事業費	1,362,898,147 -0.98%	1,755,407,768 28.80%	1,503,764,505 -14.34%	1,491,839,222 -0.79%	1,797,196,891 20.47%	1,816,668,487 1.08%
	国庫支出金	171,506,425 4.1%	179,168,485 4.5%	200,185,650 11.7%	250,869,125 25.3%	317,376,420 26.5%	375,839,682 18.4%
	都 支 出 金	436,637,552 -5.7%	715,252,258 63.8%	445,278,505 -37.7%	454,424,349 2.1%	505,976,560 11.3%	459,980,426 -9.1%
	地 方 債	25,600,000 -41.8%	100,800,000 293.8%	16,600,000 -83.5%	-100.0%		
	そ の 他	148,029,000 5.9%	155,608,100 5.1%	170,242,500 9.4%	181,520,812 6.6%	195,188,580 7.5%	196,745,000 0.8%
	一 般 財 源	581,125,170 2.9%	604,578,925 4.0%	671,457,850 11.1%	605,024,936 -9.9%	778,655,331 28.7%	784,103,379 0.7%
5 保育所費	事業費	812,042,375 -9.40%	882,124,818 8.63%	813,791,172 -7.75%	805,768,046 -0.99%	794,681,536 -1.38%	788,713,216 -0.75%
	国庫支出金	-100.0%	24,859,000	-100.0%		753,078	214,000 -71.6%
	都 支 出 金	66,086,000 -30.1%	97,701,773 47.8%	98,326,079 0.6%	90,498,148 -8.0%	103,550,748 14.4%	84,344,924 -18.5%
	地 方 債		52,900,000	-100.0%			
	そ の 他	95,451,680 -12.2%	90,961,489 -4.7%	95,288,398 4.8%	95,331,918 0.0%	97,191,580 2.0%	98,143,010 1.0%
	一 般 財 源	650,504,695 -3.1%	615,702,556 -5.4%	620,176,695 0.7%	619,937,980 0.0%	593,186,130 -4.3%	606,011,282 2.2%
6 幼稚園費	事業費	107,124,406 -3.44%	110,559,146 3.21%	112,257,871 1.54%	150,294,356 33.88%	191,137,293 27.18%	302,961,003 58.50%
	国庫支出金	8,927,000 4.6%	9,263,000 3.8%	10,432,000 12.6%	19,689,000 88.7%	43,072,704 118.8%	56,866,116 32.0%
	都 支 出 金	27,879,500 -2.4%	28,850,700 3.5%	25,472,300 -11.7%	24,772,475 -2.7%	40,793,229 64.7%	41,862,905 2.6%
	地 方 債						
	そ の 他						
	一 般 財 源	70,317,906 -4.7%	72,445,446 3.0%	76,353,571 5.4%	105,832,881 38.6%	107,271,360 1.4%	204,231,982 90.4%

科目	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
7 子ども家庭 支援センター費	事業費	24,480,364 2.91%	27,778,322 13.47%	31,109,781 11.99%	29,615,585 -4.80%	41,833,609 41.26%	37,036,389 -11.47%
	国庫支出金	7,421,963 72.4%	5,390,000 -27.4%	-100.0%	2,380,000	9,721,832 308.5%	2,943,000 -69.7%
	都支出金	9,843,000 -41.6%	10,947,029 11.2%	15,015,407 37.2%	10,362,189 -31.0%	12,911,215 24.6%	13,235,628 2.5%
	地方債						
	その他						
	一般財源	7,215,401 175.0%	11,441,293 58.6%	16,094,374 40.7%	16,873,396 4.8%	19,200,562 13.8%	20,857,761 8.6%
8 児童館費	事業費	74,095,988 -1.67%	82,712,233 11.63%	94,362,907 14.09%	78,196,166 -17.13%	87,070,487 11.35%	70,537,018 -18.99%
	国庫支出金	100,000 -72.4%	676,000 576.0%	2,710,000 300.9%	-100.0%	1,275,912	-100.0%
	都支出金		1,400,000	3,600,000 157.1%	1,354,000 -62.4%	13,800,000 919.2%	769,480 -94.4%
	地方債						
	その他	605,739	-100.0%			580,000	66,591 -88.5%
	一般財源	73,390,249 -2.1%	80,636,233 9.9%	88,052,907 9.2%	76,842,166 -12.7%	71,414,575 -7.1%	69,700,947 -2.4%
9 学童保育費	事業費	129,516,813 5.13%	142,857,160 10.30%	137,810,605 -3.53%	161,630,193 17.28%	150,420,417 -6.94%	211,259,744 40.45%
	国庫支出金					23,778,000	61,933,000 160.5%
	都支出金	45,254,000 9.7%	53,985,211 19.3%	62,842,941 16.4%	72,662,000 15.6%	42,065,000 -42.1%	64,903,976 54.3%
	地方債						
	その他	16,401,000 0.8%	17,367,000 5.9%	24,311,000 40.0%	26,344,100 8.4%	29,219,800 10.9%	31,663,500 8.4%
	一般財源	67,861,813 3.4%	71,504,949 5.4%	50,656,664 -29.2%	62,624,093 23.6%	55,357,617 -11.6%	52,759,268 -4.7%
10 青少年育成費	事業費	5,162,529 35.11%	4,707,226 -8.82%	17,992,955 282.24%	16,610,377 -7.68%	23,059,116 38.82%	23,150,031 0.39%
	国庫支出金						
	都支出金			6,541,000	6,895,000 5.4%	7,944,000 15.2%	10,349,200 30.3%
	地方債						
	その他				1,580,800	5,367,000 239.5%	4,466,000 -16.8%
	一般財源	5,162,529 35.1%	4,707,226 -8.8%	11,451,955 143.3%	8,134,577 -29.0%	9,748,116 19.8%	8,334,831 -14.5%
11 子どもの 発達支援費	事業費			7,129,768	16,690,972 134.10%	19,595,720 17.40%	23,484,042 19.84%
	国庫支出金						
	都支出金			3,480,933	8,345,400 139.7%	9,797,800 17.4%	11,613,500 18.5%
	地方債						
	その他				65,870	330,000 401.0%	-100.0%
	一般財源			3,648,835	8,279,702 126.9%	9,467,920 14.4%	11,870,542 25.4%
児童福祉費 合計	事業費	4,541,366,053 0.32%	4,803,101,181 5.76%	4,512,195,801 -6.06%	4,634,369,293 2.71%	5,039,539,355 8.74%	5,127,993,939 1.76%
	国庫支出金	1,274,213,268 6.2%	1,016,892,972 -20.2%	982,792,516 -3.4%	1,120,306,106 14.0%	1,240,891,640 10.8%	1,279,815,871 3.1%
	都支出金	1,086,550,395 -3.1%	1,415,637,882 30.3%	1,154,644,109 -18.4%	1,190,286,494 3.1%	1,279,542,273 7.5%	1,190,050,850 -7.0%
	地方債	25,600,000 -41.8%	153,700,000 500.4%	16,600,000 -89.2%	-100.0%		
	その他	262,749,779 -1.5%	265,613,464 1.1%	290,845,394 9.5%	307,064,051 5.6%	328,906,367 7.1%	333,885,531 1.5%
	一般財源	1,892,252,611 -0.1%	1,951,256,863 3.1%	2,067,313,782 5.9%	2,016,712,642 -2.4%	2,190,199,075 8.6%	2,324,241,687 6.1%

【図表 35 児童福祉費（事業費）の推移】



【図表 36 児童福祉費（一般財源）の推移】



第3章 保育施策の基本的な考え方

第2章「保育・子育て支援の状況」で示した各事業の状況からわかるように、国立市の保育・子育て支援施策の今後の展開としては、『第三次国立市子ども総合計画』や、その下位計画である『国立市子ども・子育て支援事業計画』に示されている様々な保育行政課題に対応していくことが求められています。また、『国立市公共施設白書』（平成28（2016）年3月）にあるように、施設の老朽化の課題などもあります。

この章では、こうした様々な課題の解決に取り組むにあたって、国立市の保育施策に対する基本的な考え方を示します。

1. 国立市の目指す保育施策の方向性

未就学児童の約4割が利用する認可保育園等の保育施設は、子育て家庭の身近な児童福祉施設であり、その設置及び運営に対しては、時代のニーズに合わせ、更なる充実を図っていくことが必要です。また、市内の未就学児全体の豊かな成長のためには、同時に、幼児教育施設を利用する子育て家庭や在宅で子育てをしている家庭への支援についても充実させていく必要があります。

しかしながら、市の職員や予算などの経営資源には限りがあります。そのため、子どもが豊かに成長する環境づくりを進めていくためには、地方自治法に定められている地方自治の基本原則である「最少の経費で最大の効果を挙げる」という観点から、行政が直接取り組む必要度、優先度の高い施策を明確にしたうえで、市が持っている限られた人的資源・財的資源をバランスよく配分し、子どもの最善の利益のために効果的な保育・子育て支援施策を推進していくことが必要です。そして、創意工夫と民間や地域の力を積極的に活用することにより、多様化する市民ニーズに対応した持続可能な保育・子育て支援施策を展開していかなければなりません。

2. 保育行政課題の優先度の考え方

効果的に保育施策を推進していくためには、国立市全体の保育施策に目を向けていく視点を持ちながら、市が抱える保育行政課題の必要度、優先度を明確にする必要があります。そのため、この項では、保育行政課題ごとに優先度を整理します。

(1) 待機児童の解消

平成 29（2017）年 4 月時点において、旧定義 125 人、新定義 101 人の待機児童がいることは、保育を希望する家庭において、保育を受ける要件を満たしているにもかかわらず、入所できない子どもがいることを意味します。そのため、公平性の観点からも解消に向けた早急な取組が必要であり、待機児童の解消は最優先課題です。

待機児童の解消に向けては、認可保育園の新設を早急に進めるとともに、市内の私立幼稚園に対する支援による保育環境の整備を進めていくことも重要です。

(2) 長時間延長保育及び休日・年末保育の実施

長時間延長保育の実施については、保護者の就労等に伴う保育ニーズと子どもの育ちを考えた際の子どもの最善の利益との関係を比較考量するなど、事業実施にあたっては慎重に検討する必要があります。

また、休日・年末保育については、『国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査』（平成 26（2014）年 3 月）からは、必要とする人がいるものの、利用希望率としては高いものではないことから、その導入の優先度は、一時預かり保育事業と連動して実施するなど、実施方法など更なる検討をしていくこととします。

(3) 一時預かり保育の充実及び緊急保育の実施

一時預かり保育については、現状では市内私立保育園 2 園で合計 18 人の保育を実施しています。5 年前の平成 24（2012）年度の延べ利用人数 3,109 人に対し、平成 28（2016）年度の延べ利用人数は 3,343 人、7.5% の増となっており、利用者は増加傾向にあります。子育て家庭の一時預かり保育事業への需要は高く、恒常的に予約が取りにくい状況が継続しており、拡充が必要な優先度の高い事業です。

ただし、現在の一時預かり保育の実施日は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなっており、対象年齢が 1 歳以上であることから、一時預かり保育を新たに実施する場合には、より利用者側の立場に立つことや孤立した子育て家庭への支援の視点を重視し、保育年齢、時間単位の保育、

土日・祝日保育の実施を前提として導入していく必要があります。

緊急保育については、保護者の入院、出産、介護等で日中に保育をする方がおらず、他に手段がない場合に、緊急的に保育が必要な児童を預かる制度です。

市では、現在、ショートステイ事業が類似の内容で実施していますが、対象年齢が2歳以上であることや、日帰り型は16時からの利用となっていることなど課題があります。

また、互助制度であるファミリー・サポート・センター事業では、長時間預けた際の保護者の経済的負担が大きくなる点と、利用可能なマッチングに一定の期間を要してしまうため、緊急性や利便性の点から代用となる制度ではありません。

子ども家庭支援センターでの相談受理件数が増加していることからわかるように、養育困難な家庭や孤立する子育て家庭は、確実に増えています。また、児童虐待の件数は、5年前の平成24（2012）年度54件であったのに対し、平成28（2016）年度は105件と約94%増となっており、増加が顕著となっています。

以上のことから、緊急保育事業は優先度の高い事業といえます。ただし、緊急保育事業の実施にあたっては、緊急時の保育枠を常時用意する必要があることから、待機児童の現状からみると、緊急時のために保育枠を確保しておくことは難しい状況です。そのため、緊急保育事業の実施については、一時預かり保育事業などとあわせて実施していくことが効果的な運営につながります。

なお、これらの事業の実施に際しては、後述する公立保育園民営化の移管園において、地域支援事業として合わせて実施することにより、満1歳以下からの早期の支援が可能となります。また、児童虐待対策の側面と合わせて、これから出産・子育てを考える方々への支援や安心して子育てをする環境づくりにもつながります。『第三次国立市子ども総合計画』の「ここで子育てできてよかった」、「妊娠前から子育て期の切れ目ない仕組みづくり」の実現の第一歩となります。

(4) 在宅子育て家庭への支援

在宅子育て家庭への支援については、支援の必要な家庭に必要な支援が届くよう、1つの手法として、子育てひろば事業との連動により、子育て家庭と関係機関をつないでいくことが考えられます。子育てひろばは、子育て家庭の保護者同士・子ども同士による交流の場、相談、にぎわいといった在宅子育て家庭への支援のために重要な役割を果たしており、非常に優先度の高い事業です。

なお、今後、整備が予定されている「(仮) 矢川プラス」及び「国立駅南口複合公共施設」の子育てひろばと、公立・私立保育園における地域子育て支援拠点事業とは、目的・機能を分けて考える必要があります。地域子育て支援拠点事業の詳細については、第4章「公と保育園が果たすべき役割」において示すこととします。

上記2施設の開設により、国立駅周辺地域・矢川駅周辺地域に一定規模の子育てひろばが開設された場合には、公平性・利便性の観点から、東学童保育所及び南学童保育所による週1回のカンガルー広場のみとなっている市の東部（谷保駅周辺地域）に一定規模の子育てひろばの開設を検討していく必要があります。

(5) 発達が気になる子どもやしょうがいをもつ子どもとその家庭への支援

国立市では平成26（2014）年度から発達支援室を立ち上げ、子どもの発達に関する相談や各施設への巡回相談、通所事業を展開しています。第2章で示したこれらの事業の実施状況からみても、発達が気になる子どもは顕在化し、年々、増加傾向となってきたことから、保育現場が直面する重要な課題の1つとなってきました。

発達が気になる子どもやしょうがいをもつ子どもについては、公立と私立に関わらず受入れを行っていますが、私立保育園においては、医療的な判断や支援、あるいは、職員体制など必ずしも受入れやすい保育環境が整っていない場合もあり、支援の充実と保育の実施主体である市が主体となって体制を整備する必要があります。

現在、保護者より、診断書の提出を受けた場合、嘱託員等による加配対応を行っているところですが、職員の適材・適時な人材確保には難しい面

があるほか、1 クラスに複数の保育者がいることで弊害が生じる場合があることや、担任等から受診や支援の必要性を説いても、保護者側の認識に差がある場合もあります。また、保護者との関係性を維持するために、保育者が踏み込んだアドバイス等に二の足を踏むこともあり、支援の難しさを感じる一方、早期の体制強化が必要となっています。このことから、優先度の高い事業です。

体制の強化については、『国立市保育審議会答申』（平成 28（2016）年 5 月）において、「民営化によって生み出される人的資源を最大限活用し、子育て環境の更なる充実を図る」と示されています。発達支援室については、言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士の配置により体制強化を図っておりますが、巡回相談件数が増加する状況においては、更なる体制強化の検討が必要となります。

(6) 病児・病後児保育の充実

『第三次国立市子ども総合計画』における、就学前保護者を対象としたアンケートによると、病児・病後児保育の必要性は比較的高くなっており、利用者からも時期によっては予約が取りにくいとの声があります。しかしながら、現在開設されている 1 園の平成 28（2016）年度の年間利用率を見てみると、60%程度にとどまっています。これは、感染症などの流行性の疾患の場合には感染予防のために保育室を分ける必要があることや、必要性があっても申込をされても当日キャンセルとなる場合もあることなどによって、年間利用の中で変動が大きい要素となっており、結果として事業運営が不安定になる要因となっています。

また、病児・病後児保育施設の多くは、医療機関（小児科等）との併設型であり、保育園単独型の場合には、医療機関の綿密なバックアップと、常駐とした場合の人件費などの負担の課題もあります。病児・病後児保育の拡充については、優先度からすると、再考、または、改めてアンケートの実施や保護者等から意見を伺う機会を設けていくなかで拡充を検討していく必要がある事業です。

(7) その他の事業

①子ども・子育て総合相談窓口の創設

「子ども・子育て総合相談窓口（くにサポ）」は、これから子どもを産み育てたいと考えている方に対し、妊娠・出産前からの切れ目ない支援を行っていくことを目指し、平成 29（2017）年 7 月に組織体制を整えスタートしました。この窓口には、保健師を配置することにより、妊娠届を提出される時など、早期からの支援体制を構築するもので、『第三次国立市子ども総合計画』において重点的取組として掲げているものです。

この「子ども・子育て総合相談窓口」の創設については、第 4 章「公と保育園が果たすべき役割」において後述する、市が先導的な役割として市内の子育て家庭全体の支援を行っていく「基幹的保育園」の考え方や、今後、保育園が地域における「（仮称）かかりつけ園」の役割を目指す考え方や密接な関連があります。

②幼保小連携の推進と学童保育事業の環境整備

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の対象児童が、「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」から「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に改められました。国立市では、平成 31（2019）年度までに、これまで小学 3 年生までであった対象児童を小学 6 年生まで拡大し、入所体制の整備を図る必要があります。『国立市放課後子ども総合プラン』（平成 28（2016）年 3 月）においては、新たに受入れが必要となる小学 4 年生から 6 年生までの児童数は、最大で全児童の約 2 割程度と見込んでいます。また、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護、看護、しょうがいなども対象となります。

国立市内の公立・私立保育園から毎年、250 名程度の園児が卒園し、その内、約 9 割程度の児童が学童保育所に入所します。この状況を鑑みると、保育園の利用者が増加している現状においては、学童保育所の施設の整備及び指導員の体制強化も必要となります。

③アレルギー児の対応強化

乳幼児がかかる主なアレルギー疾患としては、アトピー性皮膚炎、食物

アレルギー、さらに幼児期から次第に増える気管支喘息などがあります。これらのアレルギー疾患の中でも、食物アレルギーについては、誤飲の事故が全国的に発生しており、特に、アナフィラキシーショックを引き起こすケースの場合には、児童の生命に係る問題となります。

市内の保育園にも食物アレルギーを持つ児童は一定数いることや、0 歳児では食物アレルギーの確定診断に至っていない場合も多いことから、食事の取扱いについては、日々、慎重な対応が求められます。

市においては、症状の程度に関わらずアレルギーを抱える児童とその保護者が安心して保育園生活を送ることができるよう市全体での受入れ体制の整備を更に進める必要があります。

【図表 37 現在考えられる保育行政課題の優先度一覧】

項目	優先度
待機児童の解消	低  高
発達が気になる子どもやしょうがいをもつ子どもとその家庭への支援	低  高
在宅子育て家庭への支援 (子育てひろば)	低  高
子ども・子育て総合相談窓口 の創設	低  高 ※第三次国立市子ども総合計画の重点的取組
一時預かり保育の充実	低  高
緊急保育の実施	低  高 ※一時預かり事業と連動した実施を検討
幼保小連携の推進と学童保 育事業の環境整備	低  高
アレルギー児の対応強化	低  高
病児・病後児保育の充実	低  高
休日・年末保育の実施	低  高 ※一時預かり事業と連動した実施を検討
長時間延長保育の実施	低  高

第4章 公と保育園が果たすべき役割

国立市は、保育の実施主体として、市全体の保育サービスの質の維持向上を目指し、子育て支援施設等の関係機関との連携のもと、子育て支援の充実に向けた取組についても責任をもって推進することが求められています。市が取り組むべき保育行政課題については、第3章「保育施策の基本的な考え方」において、市が目指す保育施策の方向性を確認し、保育施策の基本的な考え方を保育行政課題の優先度とともに示してきました。

この章では、第3章を受けて、公と保育園の果たすべき役割について整理します。

1. 今後の公の役割と保育園の基本的な考え方

保育園は、保育を必要とする児童の保育に加え、その子育て家庭への親支援等を行うとともに、入所する子どもや保護者だけではなく、地域の子育て家庭に対する支援も行う役割が求められてきています。

現在、地域社会の希薄化や児童虐待等の増加傾向からも、子育て家庭の養育力が落ち、支援を要する子育て家庭が増えている状況がうかがえます。こうした地域で孤立しがちな子育て家庭に対し、市が支援の手を差し伸べる必要性が高くなっています。

市内全域で支援を行う仕組みを考えた場合、公立・私立を問わず、地域に点在する保育園によって、支援が行われる体制をつくることが有効な手段です。

そのためには、以下のような保育園の特徴を生かし、今後の保育園において必要な取組を進めます。

(1) 保育園における必要な取組

保育園は、保育を必要とする児童の保育に加え、その子育て家庭への親支援を行っています。更に、『保育所保育指針³』（平成20（2008）年3

³ 保育所保育指針は、平成29年厚生労働省告示第117号により改正され、改正後の保育所保育指針は平成30年4月1日から適用されることが決定しています。

改定の趣旨は、国の社会保障審議会児童部会保育専門委員会において、①乳児・1歳児以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置付け、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上の5点が改定の方向性として示されたことを踏まえた改定です。

月)において、「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。」と定められているように、保育園の特性や保育士の専門性を生かし、在園児以外の子育て家庭に対して支援を行う役割も担っています。

保育園の保育士は、身近な相談者としての役割が大きくなっており、近所で、出やすく、いつでも、継続的に、気軽に相談できる場所として、各保育園の状況に応じた方法（ひろばなどの地域開放事業等）によって、市内の全ての保育園において相談が受けられる体制を構築していくことが必要です。

さらに、何らかの支援が必要であるにも関わらず、行政機関とつながっていない子育て家庭等に対する支援については、保育園に限らず、地域や関係機関も一体となって、そうした家庭とつながっていく取組が必要です。

上述の保育士の相談対応や発達支援、地域支援などに必要なスキルを向上させていくためには、研修や自己研鑽を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上が必要となります。

(2) 保育園の特徴

保育園の特徴は、市内に 14 園が点在し、そこには保育士・保健師（看護師）・栄養士・調理師などの有資格者がいることから、地域において様々な相談を受けていく十分な機能を既に有していると言えます。

また、日々の保育の中で、子どもとの関わりを恒常的に持ち、子どもの成長を継続的に見ることができる場であり、子どもの成長に関する経験の蓄積があります。こうした保育園の特徴を最大限に活用することにより、子育て家庭を支援していくことが可能となります。

(3) 今後の公の役割と公立保育園の基本的な考え方

これまで市が公立保育園の設置により果たしてきた実績は、①高度経済成長による保育拡大の必要性への対応、②保育園を直接運営することによる保育の実態やニーズを直接把握できること、③国立市における保育のガイドラインとしての立場であることが挙げられます。

現代社会においては、核家族化が進み、地域の結びつきが薄れる中、子

育て家庭の孤立化や家庭における養育力の低下など、地域における子育て支援の必要性が高まっています。

育児に関する悩みを抱える保護者は保育園に入所している家庭に留まらず、在宅子育て家庭を含め数多くいます。また、これから子どもを持ちたいと思う方や、現在、妊娠中の方で子育てに漠然と不安を抱える方なども含めると相当数に達すると思われます。

このため、『国立市保育審議会答申』（平成 28（2016）年 5 月）の「国立市全体の保育システムを磨き上げていく役割を担えるのは市のみである」という提言をしっかりと受けとめ、市では、次の「2. 保育環境向上に向けて市が目指す取組」で示すように、公立保育園 1 園を基幹的保育園と位置づけ、関係機関との密接な連携のもと、市内の子育て家庭が抱える様々な課題の解決を図っていくとともに、市全体の保育の質の向上のための方策に取り組んでいきます。

また、保育園の保育環境が整わないことによって、保育を必要とする子どもの受入れができなくなることがないように、市が責任をもって受け入れ環境を整えます。

2. 保育環境向上に向けて市が目指す取組

市内には、認可保育園として公立保育園が 4 園、私立保育園が 10 園、認定こども園が 1 園あります。これらの保育施設においては、それぞれ優れた運営実績が蓄積されており、引き続きより良い保育環境を目指すためには、保育園が抱える各種課題を解決することが必要です。公立園と私立園との間に、その課題解決に必要な環境の差があるのであれば、その差を埋める仕組みが必要です。そのため、市においては、以下のように、個々の園の課題解決に必要な調整を果たす仕組みづくりを進めます。

(1) 基幹的保育園による子育て家庭全体への支援

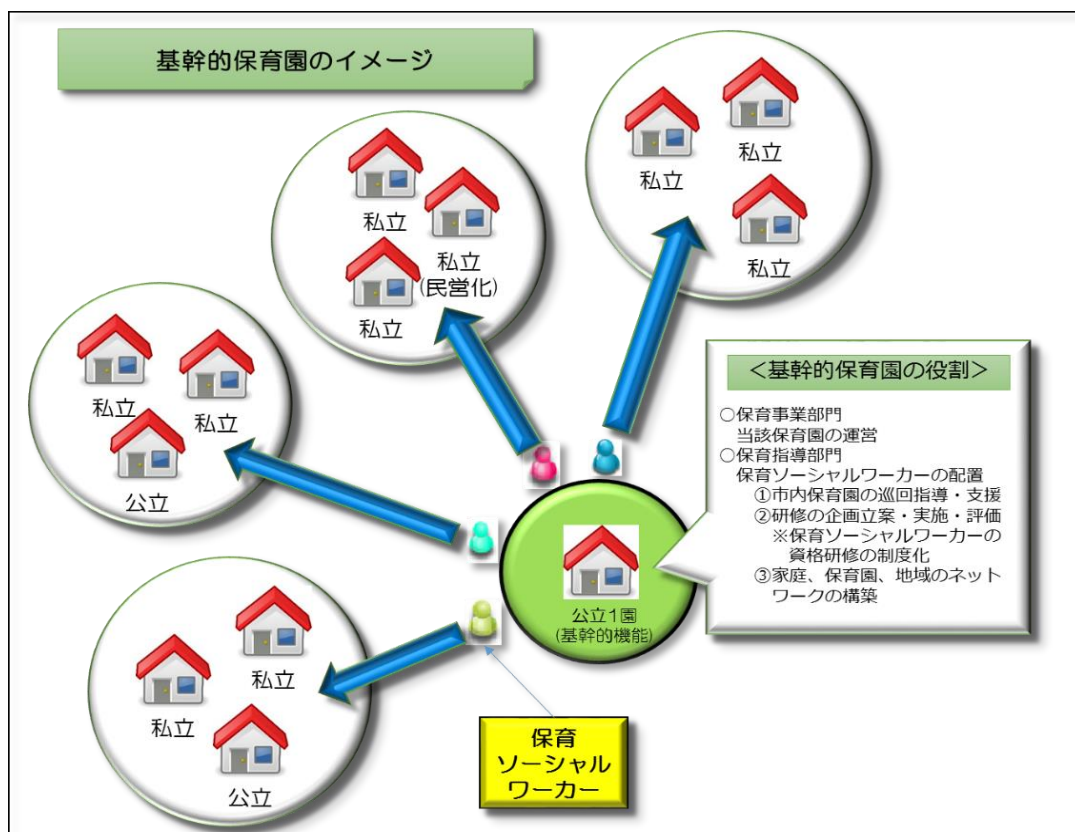
市の先導的な役割として、保育園に通っている家庭に限らず、市内の子育て家庭全体の支援を行っていきます。

その役割を果たすため、公立保育園 1 園を基幹的保育園とし、既存の保育園運営のほかに、公立の保育士等の専門職の力を最大限活用した新たな

基幹機能として、関係機関との密接な連携のもと、子育て家庭が抱える様々な課題の解決を図っていく取組を展開していきます。同時に、市全体の保育の質の向上のための方策に取り組んでいきます。

具体的には、基幹的保育園に、新たに保育ソーシャルワーカーを配置し、①市内保育園の巡回指導・支援、②研修の企画立案・実施・評価、③家庭、保育園、地域のネットワークの構築に取り組めます。

【図表 38 基幹的保育園のイメージ】



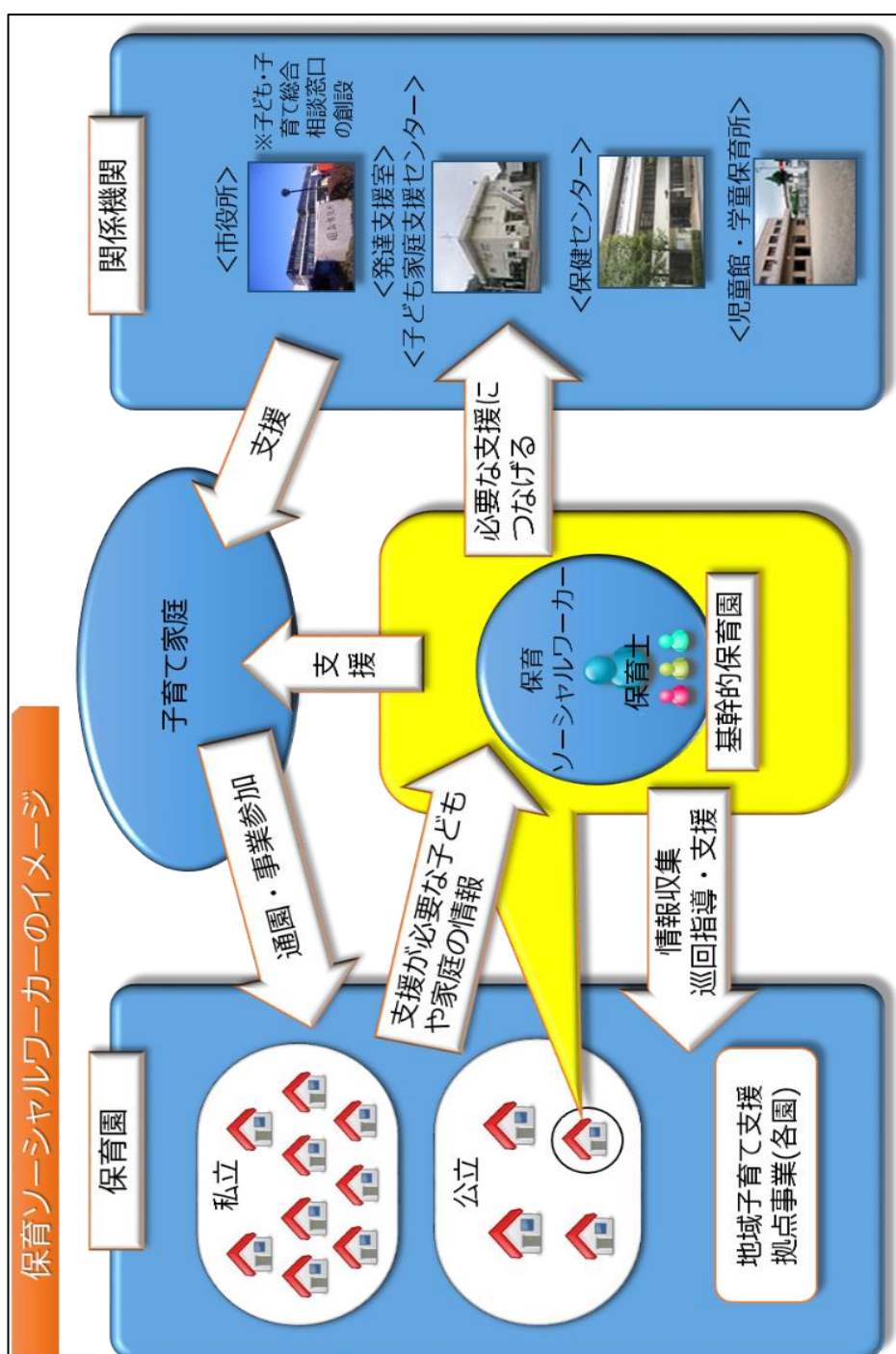
(2) 保育ソーシャルワーカーの配置によるつながりやすい支援

新たに保育ソーシャルワーカーを配置することにより、市内保育園全体の保育環境の充実に向けた支援と市内の保育園に通う子育て家庭や地域の子育て家庭が抱える課題に対し、各家庭と関係機関（市役所、子ども家庭支援センター、保健センター、発達支援室等）との連携強化を図ります。

保育ソーシャルワーカーとは、様々な課題を抱える保護者の相談に応じて、各々が必要とする社会資源を探し、専門知識に基づいたカウンセリングや援助をすることで課題解決をサポートする職員です。

子育て家庭を取り巻く環境は複雑化し、孤立する子育て家庭が増える中で、相談支援において保育の助言だけでなく、家庭問題の解決への助言が求められることも増えています。平成20年の『保育所保育指針』の改定により、保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援として、保育所は入所者以外の地域の子育て支援も行う必要性が定められました。他にも他の福祉サービスへの案内など、市内の保育園に通う子育て家庭や地域の子育て家庭が抱える課題に対し、各家庭と関係機関をつないでいく役割を担っていきます。

【図表 39 保育ソーシャルワーカーのイメージ】



(3) 国立市全体での「保育の質」の向上への取組

市内の認可保育園、認証保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等すべての保育施設において、保育の質の向上を図るためには、市内の保育施設全体のスキルアップが必要不可欠です。

そのため、基幹的保育園には、保育ソーシャルワーカーによる支援に加え、児童虐待対応や発達が気になる子どもと保護者の支援、保育力向上等の様々な研修を体系化して実施していくことや現場で培った経験を具体的な子ども施策の立案・実現につなげていくため、定員管理部署との調整のもと、必要な人員配置の検討を進めていきます。

また、公立保育園の運営にあたっては、公立保育園の役割の更なる検討のため、組織的な体制のもと、公立保育園における保育実践の考え方についての検討を進めています。今後、その検討をもとに、市内保育園全体の保育の在り方を検証する機会を設け、国立市のより良い保育環境の整備を進めていきます。

3. 保育園の役割

保育園は、地域の子育て家庭への支援を担う重要な拠点となります。つまり、これからの保育園は、孤立しがちな地域の子育て家庭に必要な支援につなげるためのアンテナとしての機能を果たすことが求められます。そのアンテナが機能するためには、行政や子育て家庭を支援する機関と繋がるネットワークの構築が必要となります。

そのネットワークにおいては、キャッチした子育て家庭の課題をつなぐものとして、保育ソーシャルワーカーが重要な役割を果たすこととなります。国立市では、より身近な地域の拠点から、普段は行政につながりにくい子育て家庭の支援に乗り出すことも可能となる、この仕組みを構築していきます。

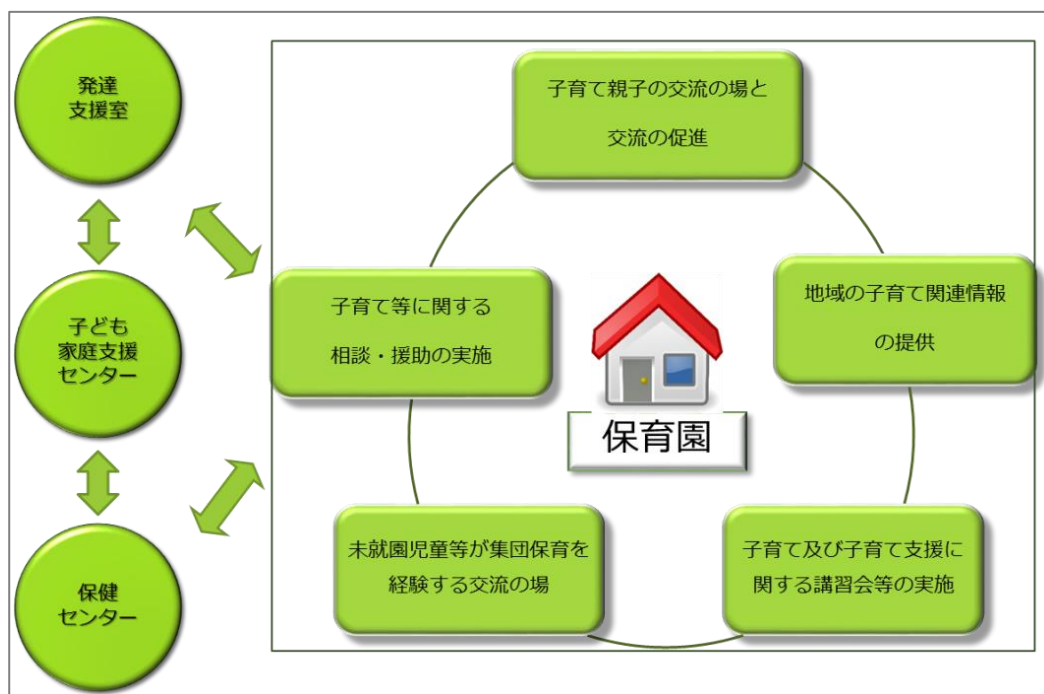
(1) 地域子育て支援拠点事業による地域全体の支援

各保育園においては、園庭開放をはじめ、子育て相談やプレママ相談等、既に地域交流事業が展開されていますが、今後、この事業を各保育園と協議のうえ、地域子育て支援拠点事業として、さらに発展させていきます。

この地域子育て支援拠点事業は、保育園の特性や保育士の専門性を生か

し、保育園に通う子どもに限らず、地域の子どもや子育て家庭の支えとなるように、施設の一部を利用して実施します。そこでは、子育て親子の交流の場と交流の促進、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、未就園児童等が集団保育を経験する交流の場、子育て等に関する相談・援助の実施などに積極的に取り組むことにより、『保育所保育指針』に定められている地域における子育て支援として、保育園が地域の子育て家庭の「(仮称) かかりつけ園」となることを目指します。

【図表 40 地域子育て支援拠点事業（(仮称) かかりつけ園）のイメージ】



(2) 新たな保育行政課題の実施

第3章「保育施策の基本的な考え方」において整理した保育行政課題の優先度に基づき、各保育園においても、新たな事業を展開していくことが求められています。しかしながら、各保育園の規模や経営方針等もあり、均一的に機能を果たすことは難しいことです。そのため、複数のメニューを用意し協議のうえ、各保育園の状況にあった選択のもと、地域貢献を果たしていくことが必要です。その際には、国や東京都の補助金を積極的に活用することは当然に必要ですが、新たな財政支出が伴うことから、市の施策の優先度などを考慮しながら進めていくことが肝要です。

特に、今後、公立保育園の保育士が公的保育士として、国立市全体の保育に目を向けるという観点からすると、優先度が高いとされた一時預かり保育事業等の個別事業の拡充や先駆的な取組については、保育園の民間移管に合わせて委託事業とするなど民間の力を最大限に活用するなかで展開していきます。

第5章 民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の在り方

この章では、市の保育・幼児教育を支える民間の保育施設・幼児教育施設への支援の在り方や保育・幼児教育施設に通わず在宅で子育てをしている家庭への支援の在り方について整理します。

1. 民間保育施設・幼児教育施設・在宅子育て家庭への支援の基本的な考え方

国立市内の保育施設には、公立保育園以外に、私立保育園、認証保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所があります。また、幼児教育施設には、私立幼稚園、認定こども園、幼稚園類似施設があります。これらの施設は、民間事業者により運営されており、市内の保育・幼児教育の環境は、多くの民間事業者により支えられているといえます。そのため、今後、公の役割を見直していく際には、民間事業者の運営する施設への影響について考慮していく必要があります。

市の役割として、保育施設については、全国的に保育士の雇用が厳しい環境に置かれていることなどからも、保育の質の維持・向上のため、市内の保育施設への一層の支援を行っていく必要があります。

幼児教育施設については、いずれも私立園であり、それぞれが独自の理念と歴史のもと実績を積み運営しています。市では、引き続き、幼児教育施設と保育施設とを両輪として良質な幼児教育の環境づくりを進めていく必要があります。

さらには、在宅で子育てを行っている家庭については、地域で孤立させないため、子育て支援施設等のネットワークにより、在宅子育て家庭への支援を充実させていく必要があります。

そのため、民間の保育施設及び幼児教育施設への支援にあたっては、市では、これまで民間事業者が積み重ねてきた実績や独自の取組を尊重し、今後も市と民間事業者との連携・協力関係を維持・強化していくとともに、今後の施設運営・施設整備に対して支援を行い、保育・幼児教育環境の充実を図ります。

2. 民間保育施設への支援の在り方

(1) 施設整備への支援

公立保育園と同様に、私立保育園においても、耐震化が完了していま

す。今後、民間保育施設においては、施設の老朽化に対する改修等が必要となってくるものと考えられますので、国及び東京都が実施している補助制度の活用について、私立保育園園長会など通じて連携を深めながら、積極的な情報提供と相談対応に努め、私立保育園等の安全・安心な保育環境の整備に必要な支援をしていきます。

(2) 施設運営への支援

全国的な保育に係る緊急課題としては、各自治体において待機児童の解消対策が進められていることにより深刻化する保育士不足への対応策を講じる必要があります。

しかしながら、言うまでもなく「保育の質」は「保育士の質」と比例します。保育の質の維持・向上のためには、施設などのハード面と処遇をはじめとするソフト面の両面における支援が必要です。『第三次国立市子ども総合計画』では、計画の基本方針2【子育て支援】において、『「ここで子育てできてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めます。』としています。子育て支援において重要な一翼を担う保育園について、実施主体である国立市として「国立市で保育士になってよかった」と思える支援を検討します。

① 人的資源への支援

新たな保育園の整備や既存の保育園における保育環境を整えるため、国や東京都の補助制度の活用に加え、公立保育園民営化による財的資源の活用も視野に入れ、具体的に以下のような取組みについて検討を進めます。

ア．保育士の処遇改善

イ．宿舍借り上げ支援事業による人材確保

ウ．私立保育園と連携した「(仮称) 保育のおしごと応援フェスタ」などの開催による人材確保

エ．国立市内全体の保育の質の向上を目指した人材育成・職層別研修や専門研修など研修体系の整備

オ．公立・私立保育園の積極的な交流による情報交換や問題の共有化

カ．保育士資格を取得し国立市内で就職される方への支援

②物的な環境整備支援

私立保育園において、子どもの良好な保育環境整備の取組にあたっては、保育内容や施設にあった教材等の備品を揃える必要があります。今後、各私立保育園で必要とされる備品等については、以下の支援を検討していきます。

ア．ＩＣＴ化等の整備支援

イ．市の防災所管部署との連携による災害時・緊急時のための備品等の計画的な整備

ウ．公立保育園を含めた保育施設間での備品の共用化の仕組みの構築

③緊急時対策と支援の強化

現在、公立・私立保育園の各園においては、災害時や緊急時の対策に関する取り決め(マニュアル等作成)や訓練を行っています。「公私立認可保育所等合同園長会」(平成 28 年 2 月より実施)において検討を進めている防犯対策としての緊急体制の整備など市が中心となってネットワークづくりを進めます。

④その他保育環境を整えるための新たな市の取組

保育施設への入園を予定している保護者に対しては、ホームページや園庭開放以外にも各保育園での取組や特徴的な保育活動を知ってもらう機会をつくることにより、国立市全体の保育施設を知ってもらうことが大切です。このことは、それぞれの保育施設がお互いに、よりよい保育環境を整えることにもつながります。

そのため、平成 29 年度から、各保育園と連携して、各保育園の保育内容や特徴を紹介する「(仮称) 保育園なるほどフェア」を翌年度入所申請の開始前に開催し、安心して子どもを預けられる環境づくりを進めていきます。

今後は、平成 27 年度より開始している公私立合同園長会等の機会を捉えて、市が先導的な役割を果たしながら公立・私立が両輪となって市全体の保育環境の向上に繋がる取組を進めていきます。

3. 幼児教育施設への支援の在り方

(1) 幼稚園への支援

幼児教育施設である幼稚園については、文教都市国立の歴史とともに培ってきた各園の幼児教育が、引き続き実践され、よりよい幼児教育環境が創造されるよう支援します。

また、幼稚園における幼児教育を本来希望しているにもかかわらず、保護者の就労等の状況によって保育が必要なため、幼稚園の利用ができないといったことにならないよう、平成 29 年度から保育支援型幼稚園事業を展開し、通常の教育時間に朝夕の時間帯を加えた 11 時間開所を行う幼稚園を支援していきます。この事業は、待機児童の解消に寄与するほか、年限のある保育施設を卒園した 3 歳児以降の受け皿にもつなげることが期待されます。

(2) 認定こども園への支援

市内には、平成 28 年度より幼保連携型認定こども園が 1 園創設されました。引き続き、認定こども園の制度の主旨に沿い、制度移行の支援を行います。

4. 在宅子育て家庭への支援の在り方

(1) 子育てひろば事業の拡充

既存の在宅子育て家庭への支援として、子育てひろば事業（子ども家庭支援センター、カンガルー広場、おはようコケッコー）、乳幼児全戸訪問事業、ファミリーサポート事業、育児支援サポート事業、子どもショートステイ事業等があります。

常設の子育てひろばについては、「(仮) 矢川プラス」及び「国立駅南口複合公共施設」に新たに設置し、子育て家庭の交流、支援の場を拡充することにより、子育て環境の充実を図る計画となっています。

カンガルー広場（学童保育所）及びおはようコケッコー事業（児童館）については、現在、それぞれ週 1 回の活動となっています。今後、各保育園が地域の「(仮称) かかりつけ園」を目指し、子育てひろばをはじめ、各種の地域子育て支援拠点事業を展開した場合、事業重複せず、より多角

的な子育て支援の実施が図れるよう、事業の棲み分けを検討します。

現在、子ども家庭支援センターの重要な役割のひとつである地域組織化事業において、子育てグループの育成・支援や活動場所の提供を行っていますが、これらの活動は、地域集会所や地域防災センター等の集会施設を使用して行われています。今後は、これまでのカンガルー広場とおはようコケッコーと並行して、学童保育所及び児童館の有効活用及び事業拡充について、子ども家庭部全体の課題と位置づけて取組んでいきます。具体的には、子育てグループの育成・支援として場所の提供を図ることや、新たな子育て相談の場として機能する仕組みづくりを進めるほか、幼児教育において重要な要素である非認知能力の視点を取り入れた幼児教育の提供の場となるような取組を検討していきます。

(2) 在宅子育て家庭が孤立しないための支援

「(仮) 矢川プラス」及び「国立駅南口複合公共施設」の創設は、国立市において新しい大規模な子育て環境の整備となります。これにより「遊び」「交流」「共有」「相談」といった機能の充実が図られますが、一方で、身近な場所での交流や相談の場の提供も重要です。本計画により、今後、保育園が地域の子育て家庭の「(仮称) かかりつけ園」を目指すことによって、保育園に入所している子育て家庭だけでなく、入所していない子育て家庭を含めた地域の保護者支援にきめ細かく対応していくことが可能となります。

基幹的保育園が中心となり、各子育て関係機関との連携を図りながら、保育ソーシャルワーカーの配置や専門研修の実施等により、支援の「気づき」と「つなぎ」の強化を図り、在宅子育て家庭が孤立しないための支援の充実を図ります。

第 6 章 基本的な考え方の実現に向けて

第 3 章「保育施策の基本的な考え方」で示した保育行政課題に取り組むためには、これまで以上に人材と財源が必要となります。自治体に求められる「最少の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第 2 条）」という基本原則の観点からは、事業の拡充路線に偏重せずに、必要に応じた人的資源の再配置や民間活力の導入、国の制度を活用した財源確保等により効果的な運用を行わなくてはなりません。

そのため、市では、上記の考え方を基本として、増加する保育行政課題に対応し、基本的な考え方の実現に向けた取組を推進していきます。

1. 人材と財源の確保

第 3 章「保育施策の基本的な考え方」で示した保育行政課題に取り組むため、第 4 章「公と保育園が果たすべき役割」において整理した公と保育園の役割から、今後の組織的な体制と人材・財源の確保の在り方について整理します。

（1）待機児童の解消対策

『国立市子ども・子育て支援事業計画』において示している、平成 31 年度までの待機児童の解消に向けた対策としては、これまでの既存の保育施設の改修による定員拡大に加え、国・東京都の補助制度を最大限活用し、民間の活力による認可保育園の新設を進めることにより、待機児童の解消を図っていきます。

ただし、民間活力の導入にあたっては、保育水準の確保に努め、保育環境の整備等に係る支援を市が責任をもって進める必要があります。とりわけ、各自治体において待機児童の解消対策を早急に進めていることにより、保育の担い手として欠かすことのできない保育士が不足している状況にあります。

そのため、今後、保育士の処遇改善など、良好な保育労働環境のための更なる支援に取り組み、「国立市で保育士になってよかった」といえる、保育士が働きやすい環境を整備していきます。具体的な保育労働環境の整備事例としては、継続事業も含め、保育士の処遇改善、保育の質の向上を目指した人材育成・職層別研修や専門研修など研修体系の整備、保育園の

I C T化の推進、宿舍借上げ支援などの検討が考えられ、必要な財源を確保する必要があります。

(2) 在宅子育て家庭を含む子育て家庭全体への支援体制の構築

子育て家庭への支援としては、各種手当や助成等の経済的支援に加え、子ども家庭支援センター、保健センター、発達支援室、保育園、認定こども園、幼稚園等の各施設において展開している支援事業があり、これらの施設の連携による支援が行われています。

『国立市総合基本計画（第5期基本構想・第1次基本計画）』（平成28（2016）年3月）や『第三次国立市子ども総合計画』において、今後求められている更なる取組として、子育て家庭が孤立しないため、妊娠前から子育て期の切り目ない支援に力を注いでいく必要があるとされています。

そのため、家庭や地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、下記の事業を展開するとともに、子育て家庭への支援の充実に向けた組織体制の強化を検討します。

①保育ソーシャルワーカーの配置

保育ソーシャルワーカーの配置にあたっては、公立保育園の民営化によって生み出される人的資源を有効活用していきます。

②地域子育て支援拠点事業における地域全体の支援

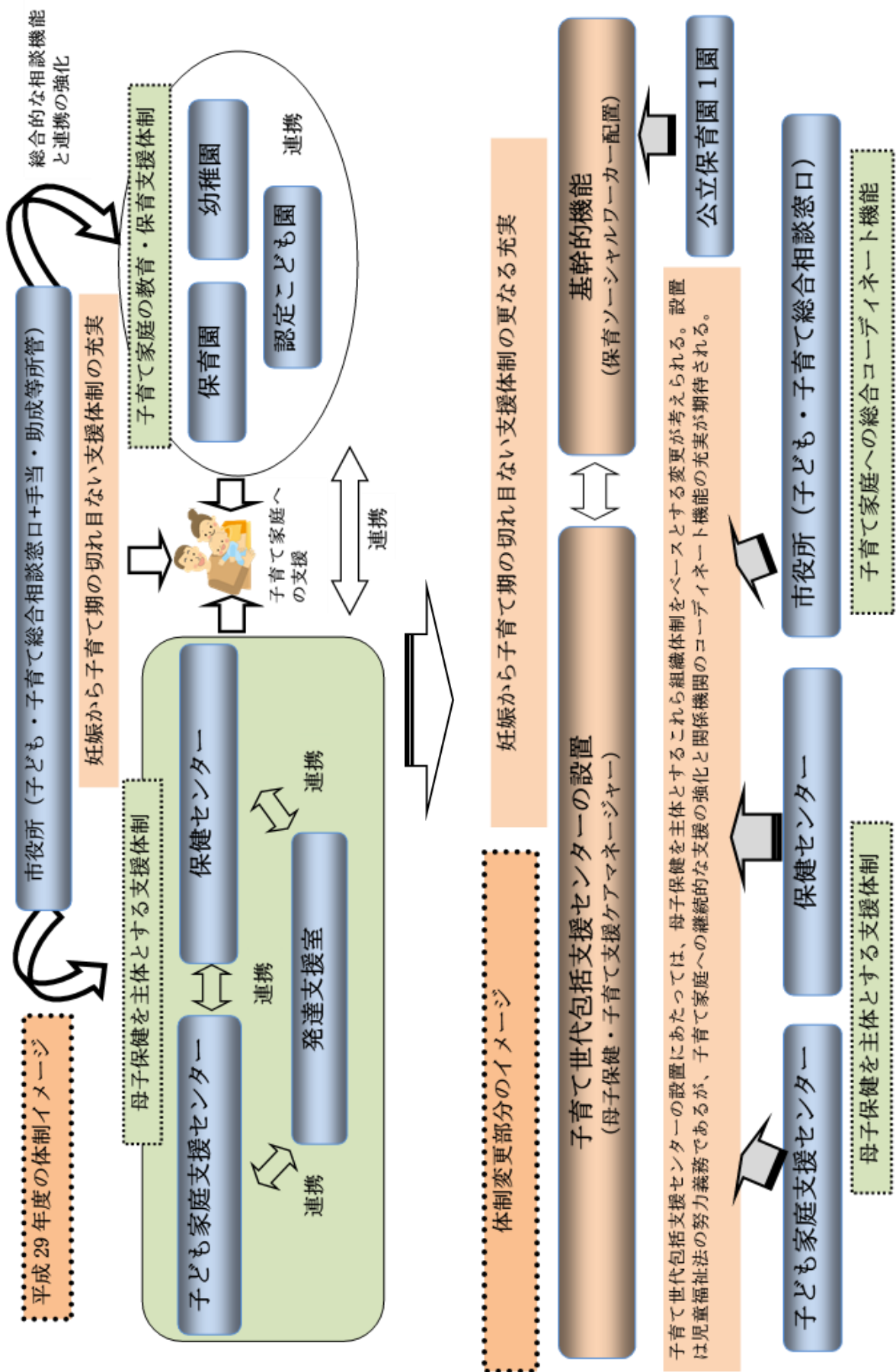
地域の乳幼児のいる子育て家庭の交流、育児相談、情報提供等の実施を、子ども・子育て支援新制度を活用した地域子育て支援拠点事業として保育園において展開していきます。

③子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討

子ども家庭支援センター、保健センター、発達支援室、子ども・子育て総合相談窓口といった組織全体において、子育て家庭への支援を強化していきます。

また、子育て家庭への継続的な支援の強化と関係機関のコーディネート機能の充実を図るため、子育て世代包括支援センターの設置について検討を進めます。なお、子育て世代包括支援センターの設置は、児童福祉法において努力義務となっており、国では、平成32年度末までに一定の整備を進めることとしています。

【図表 41 妊娠前から子育て期にわたる支援体制イメージ】



2. 民間活力の導入

保育施策において、民間活力を導入する方法については、民間と共同で取組を進める方法、民間事業者へ委託する方法、既存の公営事業を民間事業者へ移管する方法などがあります。

これまで以上に、子育て家庭から求められている多様な保育・子育て支援のニーズに応えていくためには、民間の力を活用して効果的に取組を進めることが必要となります。

(1) 公立保育園の民間移管

国立市では、現在、直営により保育園 4 園を運営していますが、『国立市保育審議会答申』（平成 28（2016）年 5 月）において、「まず公立保育園 1 園を保育の運営実績がある社会福祉法人に移管することが最良な方法である。また、（中略）公立保育園に先導的機能を持たせるため、1 園は公立としての意義を果たしていく必要がある。残りの 2 園については、1 園目の社会福祉法人への移管の効果を検証し、公立保育園の民営化の評価を行った上で、下記の方向性 1 または 2 の方法により、順次民営化を進めることとする。なお、今後の少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、効果検証時点や民営化の具体的手続き開始時における人口構成や保育園施設などの状況を勘案し、その時点での最良の方法を選択することが望ましい。」とされ、2 園目以降の方向性については、財団法人もしくは社会福祉事業団を設立し、他の子育て支援施設も含め移管していく方法と、段階的に 1 園目と同様に社会福祉法人へ移管していく方法が示されています。

国立市においては、『国立市保育審議会答申』を尊重し、公と民が行う役割を見直した上で、公立保育園の民営化を進めていきます。民営化にあたっては、当事者である保護者の声を丁寧に聴き取り、最大限取り入れることにより、今後の保育環境の充実や子育て家庭への支援の充実に必要な人的・財的資源の確保と子どもの最善の利益の両面から、最良の手法を選択していきます。

公立保育園の民営化にあたっての考え方については、この章 3.公立保育園民営化方針において示します。

(2) 待機児童の解消対策

待機児童は、平成 29 (2017) 年 4 月現在で旧定義 125 人、新定義 101 人となっています。認可保育園の新設にあたっては、国・東京都の補助制度が最大限活用できる民間事業者による整備を進め、待機児童の解消を図ります。整備にあたっては、近隣自治体の状況も考慮したうえで、新たに認可保育園の整備・運営に関する提案型公募制度を導入し、民間事業者が保育事業に公平に参加できる環境を整えながら、認可保育園の新設を促進していきます。

具体的な取組としては、認可保育園 1 園を平成 30 (2018) 年 4 月の開園を目指して新設します。さらに、平成 29 (2017) 年度中に公募制度を構築し、平成 31 (2019) 年 4 月の開園を目指して、都有地を活用した認可保育園の整備を 2 か所、整備地域を指定した事業者提案型公募による整備を 1 か所で進め、平成 31 (2019) 年度「待機児童ゼロ」の達成に向けて取組を加速していきます。

認可保育園の保育枠の拡充以外の取組としては、既存の他の子育て施設において、保育の受け入れを行う施策も有効となってきます。具体的には、幼稚園における幼児教育を希望し、かつ、保育も必要とする子育て家庭が、既に私立幼稚園の預かり保育制度を活用している実態があることから、市内の私立幼稚園における預かり保育事業の充実を図り、3 歳児以降の受け入れ環境を充実させることは有効な方法です。そのため、平成 29 年度から保育支援型幼稚園事業を展開し、通常の教育時間に朝夕の時間帯を加えた 11 時間開所を行う幼稚園の支援を開始しました。この事業により、0 歳児から 2 歳児までの年限のある保育施設の 3 歳児以降の受け皿にもつながる事業として、待機児童の解消に寄与する取組となります。

(3) 一時預かり保育の充実

一時預かり保育は、市内では私立保育園 2 園が実施していますが、利用希望者のニーズに応えるため、更に実施園の拡充を図ります。

一時預かり保育の今後の拡充にあたっては、民間事業者の柔軟性を活かして、より利用者側の立場に立った取組と子育て家庭を孤立させない取組の視点を重視し、保育対象年齢や時間単位での利用、土日・祝日の実施など、新たな仕組みの導入をあわせて検討していきます。

(4) 子育てひろばの充実

東京都の都営矢川北アパート建替事業に伴う矢川公共用地（都有地）の活用素案「（仮）矢川プラス」においては、子どもと高齢者とのぎわいを掛け合わせるコンセプトのもと、子ども家庭支援センター等の子育て支援施設の配置を予定し、その1つとして子育てひろば機能が示されています。また、『国立駅南口複合公共施設整備基本計画（案）』では、「市民が「子育て」「文化」を“もっと広げる”ための居場所づくり」のコンセプトのもと、導入機能の1つとして、子育てひろば機能が掲げられています。

子育てひろばは、子育て家庭の交流、相談、にぎわいにとって、重要な役割を果たし、在宅子育て家庭が地域で孤立しない取組を進めるためにも欠かせない場となります。このことから、今後整備が予定されているこれらの検討との整合性を図りながら、市内の子育てひろばを充実させていきます。

なお、「国立駅南口複合公共施設」の施設整備にあたっては、民間事業者のノウハウを活用した手法も検討することとなっています。そのため、今後の子育てひろばの整備にあたっては、民間活力を導入した運営も検討していきます。

(5) 既存の私立保育園における子育て家庭への支援の拡充

既に市内の私立保育園では、地域の子育て家庭への支援として、園庭開放や相談事業を実施しています。これらの充実を図り、地域子育て支援拠点事業として展開していくため、関係機関との連携のもと、地域のネットワークにおいて子育て家庭を支援していく仕組みを構築していきます。

(6) 病児・病後児保育の充実

病児・病後児保育については、現状では国立駅周辺に1か所のみ設置となっています。今後の更なる設置にあたっては、利用希望者のニーズに応じた地域的な配慮が必要であるほか、医療設備・医療スタッフ等の必要なサポート体制が整った医療機関への協力が必要不可欠となります。

このことから、病児・病後児保育の充実については、利用実態の把握と医療機関への協力を求めるなかで検討を進めていきます。

3. 公立保育園民営化方針

公立保育園の民営化については、『国立市保育審議会答申』（平成 28(2016) 年 5 月）において示された民営化にあたっての視点を念頭に入れ、以下の考え方に沿って丁寧に進めていきます。

(1) 公立保育園民営化による効果

公立保育園民営化により、次のような効果が期待できます。

- ① 人的資源を子育て・保育関連部署に配置したり、新たな役割を設けたりすることにより、支援体制を強化することができる。
- ② 保育園の運営にかかる一般財源（市税負担）の縮減を図ることができるとともに、生み出された財的資源を、待機児童の解消対策や保育事業の充実をはじめ、他の子育て支援施策に活用することができる。
- ③ 民間事業者の創意工夫と柔軟な対応により、多様な保育サービスを提供することができる。
- ④ 民間事業者の場合、認可保育園の施設整備に対する補助金を活用することができる。また、老朽化した施設の大規模修繕が不要となり、市の財政負担を大きく軽減することができる。

(2) 公立保育園民営化の方針

公立保育園の民営化にあたっては、以下の 5 つの方針に基づき進めます。

- ①公立保育園のうち、1 園については、新たに基幹的機能を持たせることにより、公立保育園の新しい役割を担う保育園としていきます。
- ②公立保育園のうち、1 園については、国立市が「社会福祉法人国立市社会福祉事業団」を新たに設立し、当法人に移管することによって民営化します。なお、社会福祉法人国立市社会福祉事業団については後述します。
- ③民営化にあたっては、『国立市保育審議会答申』（平成 28（2016）年 11 月）を基に民営化ガイドラインを策定し取り組みます。
- ④ 2 園目以降の民営化については、人的・財的効果及び保育内容の評価検証を十分に行い、民営化の評価を行ったうえで順次進めていきます。なお、今後の少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、効果検証時点や民

営化の具体的手続き開始時における人口構成や保育施設などの状況を勘案し、その時点での最良の方法を選択していきます。

- ⑤基幹的保育園及び民営化対象園は、『総合基本計画（第5期基本構想・第1次基本計画）』を勘案するとともに、立地条件、土地・建物の状況、仮園舎の対応（候補地の有無等）、補助金の活用、入所定員、待機児童数の状況及び園児・保護者への負担の各条件を熟慮し選定します。

（3）基幹的保育園の設置

第4章で示した基幹的保育園は、下記の理由から「なかよし保育園」とします。

ア．立地

国立市では、市役所内に子育て家庭への総合コーディネート機能を持つ「子ども・子育て総合相談窓口」を設置し、子ども関係部署、子育て施設や関係機関とのネットワークの構築を進めていきます。この「子ども・子育て総合相談窓口」のある市役所には、保健師、母子父子自立支援員、社会福祉士等の専門職が支援にあたっています。今後は保育園との連携を強化していくため、市役所に近接するなかよし保育園が最も望ましい立地にあります。

また、市の中心エリアに位置し、市役所に近く、市民にとってわかりやすい条件を備えているといえます。

イ．施設

基幹的保育園には、これまでの保育園運営に加えて、保育ソーシャルワーカーの配置など保育園運営以外の業務を担う職員を園内に配置していきます。そのため、現状において施設面積が4園の中では最も広く、事業展開に適した施設条件を有しています。

また、施設の残存耐用年数は30年となっており、施設の継続性から鑑みて、中期的な保育施策の見通しが立てやすい状況にあります。

（4）民営化対象園

①民営化対象園の取組

民営化対象園においては、保育施策の優先度の考え方において検討し

た一時預かり保育について、保育園民営化にあわせて委託事業として実施していきます。その際には、保育対象年齢や時間単位での利用、土日・祝日の実施や養育困難家庭等への緊急保育の機能も含めた実施を検討していきます。

また、これまでの公立保育園において培われた保育を継承することを基本に、課外教室や各種行事の充実など保育サービスの向上についても合わせて取り組んでいきます。

②民営化する対象施設

民営化する公立保育園は、以下の理由から「矢川保育園」とします。

ア. 施設条件

都営矢川北アパート建替事業に伴い、矢川保育園は仮設園舎において保育を行っています。今後、「(仮) 矢川プラス」に建設される新園舎への移転となるため、施設の長期的な活用が見通しが明確であり、建替えやその時の仮設園舎対応などの問題が長期的に発生することがありません。

イ. 新たな保育事業の取組

「(仮) 矢川プラス」の新園舎は、800 m²を想定しています。民営化園については、①民営化対象園の取組において示したとおり、一時預かり保育事業について、移管にあわせて委託により実施していく方針です。そのため、当該事業実施に必要な施設規模を確保することができるとともに、新たな施設整備であることから、当該事業実施にあわせた施設設計が可能です。

これにより、第5期基本構想【Ⅲ まちづくりの目標 3 土地利用構想 (2) 地域ごとの土地利用の方向】の富士見台地域の土地利用の方向に示されている「若者・子育て世代を呼び込む」一翼を担うことができます。

ウ. 補助金の活用

新園舎建設にあたっては、市が整備する場合には、国や東京都の補助金を活用することができませんが、社会福祉法人国立市社会福祉事業団による整備に対しては、施設整備費に係る補助金を活用することができるため、市の財政負担を大きく軽減することができます。

工. 待機児童解消対策

矢川保育園は新園舎を建設するため、新たな事業の展開とあわせて、定員増を検討する余地があります。定員増を図る選択をした場合には、待機児童の解消に寄与することができます。なお、今後の待機児童対策の進捗状況や新たに付加する事業規模等の検討において定員数を定めていきます。

才. 園児・保護者への負担軽減

矢川保育園は、現在、仮設園舎での運営を行っており、新園舎の建設予定地とは異なる場所にて保育を実施しています。そのため、同一敷地内での建替えの場合には複数回の移転が伴いますが、矢川保育園の場合には一度の移転で対応することが可能です。

(5) 他の公立保育園等

①西保育園

西保育園については、用地及び施設の面積ともに、他の公立保育園より狭小となっています。そのため、当園の施設の現状においては、基幹的保育園として人員配置・事業展開することや新たな委託事業を付加することを予定した民営化園として展開することは、他園に比べて条件の制約が大きいと考えられます。

②東保育園

東保育園については、用地及び施設の面積は、他園と比べて好条件を備え、施設の残存耐用年数は、44年と既存施設の利用度は高いものの、新たに待機児童の解消対策などに取り組む施設面積を確保することは難しい状況にあります。

しかしながら、市内全体の子育て家庭への支援を推進していくためには、子育てひろばの充実が必要であり、保育園は地域子育て拠点としての機能が求められています。今後、「(仮) 矢川プラス」や「国立駅南口複合公共施設」に子育てひろばが開設された場合には、地域的に見ると、谷保駅周辺地域での子育てひろばの必要性が高くなってきます。この地域におけるひろば機能は、現在、東学童保育所及び南学童保育所における週1回の「カンガルー広場」のみです。今後の未就学児童数の推移や

待機児童数の動向によっては、市の東側地域の施設状況を鑑みれば、東保育園に一定規模の子育てひろばの開設も視野に入れていく必要があります。

(6) 民営化の時期と進め方

民営化対象園である矢川保育園については、移転先の用地が東京都の所有地であることから、今後、東京都への協議が必要となります。そのため、新園舎建設予定地の更地化時期や新園舎の建設期間、また、新たな付加事業の実施なども考慮して民営化を進めていくことが必要です。移管の時期については、東京都より示されている都営矢川北アパート建替事業のスケジュールに合わせ、図表 42 で示すように、平成 33（2021）年度からの実施を目指します。

【図表 42 本計画期間中の民営化関連スケジュール】

年度 項目	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
社会福祉 事業団		社会福祉事業団の 設立準備・設立		社会福祉事業団の運営			
園舎		現矢川保育園（仮園舎）にて保育					
		基本計画	新園舎設計・建設工事		新設の矢川保育園にて保育		
運営主体		国立市（直営）			国立市社会福祉事業団		
評価						効果検証	

(7) 民営化にあたっての留意点

公立保育園の民営化にあたっては、国立市保育審議会からの答申を踏まえ、下記の点について、十分留意して進めます。

①公立保育園が果たしてきた役割の継承

これまで公立保育園が果たしてきた役割をしっかりと継承し、民営化後においても、公立保育園で実施されていた保育の質が担保されることはもとより、各保育園が掲げる保育理念や保育方針に基づき、更なる保育の質の向上を図ります。

②市全体の保育システムに係る市の先導的な役割の発揮

保育園間連携の推進、保幼小連携の推進、統一的な研修の実施、職員の待遇改善など、国立市全体の保育システムを磨き上げていく役割を担えるのは市のみであるという保育審議会からの答申を踏まえ、国立市は、市内の各保育園と連携して、市全体の保育システムがより高度なものとなるような取組を積極的に進め、その先導的な役割を発揮します。

③保育・子育て支援施策の充実のための人的・財政的効果の活用

民営化に伴い、生み出される人的・財政的効果については、市が抱える保育行政課題に対応するため、保育施策の充実や新たな子育て支援施策の充実のために活用するとともに、将来世代にわたって持続可能な保育サービスを提供し続けていくために活用し、その効果を検証します。

④市と事業者が連携した支援の実施

移管後には保護者アンケートを実施することにより、移管後の保育についての課題を把握し、解決に向けた調整を、市と事業者が両輪となって恒常的に取り組んでいきます。

⑤子どもの環境変化への配慮と保護者に対する丁寧な対応

民営化に伴う保育環境の変化による子どもへの影響が最小限となるよう十分な準備を行い、円滑に移行していきます。また、国立市社会福祉事業団への移行にあたっては、公立保育園の民営化に不安を覚える保護者への丁寧な説明など理解を得る取組を進めます。

4. 社会福祉法人国立市社会福祉事業団の設立

公立保育園の民営化にあたっては、国立市が「社会福祉法人国立市社会福祉事業団」を設立し、民営化による子ども達の保育環境の変化を最小限に抑えるなど、「子どもの最善の利益」を常に念頭に入れて進めていきます。

また、これまでの公立保育園が果たしてきた役割と保育内容を民営化後も継承するとともに、市全体の保育の質の向上のため、先駆的な取組を進める役割を担っていきます。

(1) 設立の意義

国立市保育整備計画に基づく公立保育園の民営化に対し、新たな矢川保育園の設置・運営主体として、これまでの保育内容を継承することにより、民営化の子どもたちへの影響を最小限に抑えながら、引き続き質の高い保育を行っていきます。また、市内の未就学児童とその家庭全体への支援を視野に入れた取組を展開することにより、保育・子育て支援に広く寄与していきます。

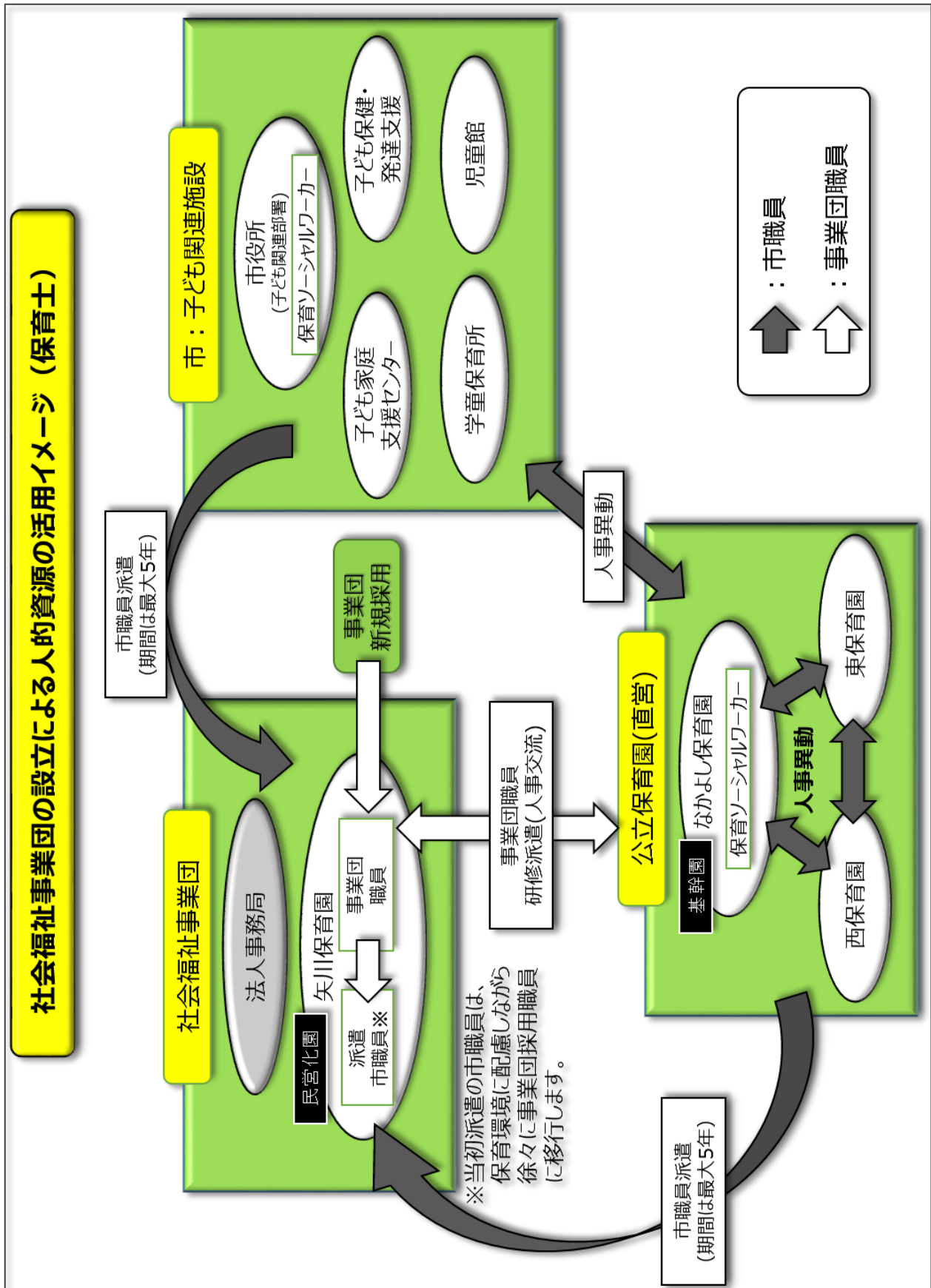
さらには、『国立市総合基本計画』や『第三次国立市子ども総合計画』の実現に向けて、国立市と連携して、国立市で子どもを産み育てたいと思える環境づくり、育児等における子育て支援、地域と協働した子どもの育成活動を提供することにより、子育て世帯が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう支援していきます。また、将来的には、18歳未満の児童・青少年全体への支援も視野に入れた事業展開を目指します。

(2) 人的効果の活用

民営化当初は、市職員を矢川保育園に派遣することにより、安定的で継続した保育を実施していきます。徐々に国立市社会福祉事業団において固有職員を採用していくことにより、緩やかな職員の入れ替えを進め、生み出された人材については、子育て関連部署や保育施策の新たな役割を担う職員として人材の活用を図っていきます。

また、国立市社会福祉事業団において採用された職員と公立保育園の職員の人事交流を行うことにより、公立保育園の保育内容の継承に取り組めます。

【図表 43 社会福祉事業団の設立による人的資源の活用イメージ】



(3) 財的効果の見込

公立保育園の民営化により、設置運営主体がこれまでの「公設公営」から「民設民営」へと変わることとなります。「民設民営」となることにより、保育園の施設整備や運営に関わる費用に対し、国や東京都の補助制度を活用することが可能となります。

民営化する矢川保育園については、今後、市が設立する国立市社会福祉事業団により、新たに矢川創出用地（都有地）に園舎を新設する予定であるため、その建設費に対する補助制度を活用することができます。また、矢川保育園の運営費についても、民営化後は補助制度を活用することができます。

民営化による財政効果額は、市直営で矢川保育園を運営する場合と比較して建設費において約 1 億 7,800 万円、運営費において年間約 4,300 万円と試算しています。

これらの財的効果については、国立市が抱えている保育や子育て支援に係る課題の解決のために活用し、次世代の育成に取り組んでいきます。

【図表 44 公立保育園の民営化による財的効果の試算】

項目	建設費 市負担額	運営費 市負担額	合計
国立市（直営）（A）	285,700 千円	157,856 千円	443,556 千円
国立市社会福祉事業団（B）	107,137 千円	114,309 千円	221,446 千円
差額（B－A）	△178,563 千円	△43,547 千円	△222,110 千円

(4) 民営化において社会福祉事業団設立方式を採用する理由

① 保育環境の変化に対する児童への影響

民営化による保育環境の変化に対する児童への影響に最大限配慮するためには、国立市が社会福祉事業団を設立する方式がその影響を最小限に抑えることができ、有効であると考えました。

② 保育・子育て支援施策への寄与

(1) 設立の意義において示したように、社会福祉事業団の設立により、保育園運営に留まらず、保育・子育て支援に広く寄与できる法人として機能し、国立市にとって十分なメリットがあると考えました。

③人的・財的效果

(2) 人的効果の活用及び(3) 財的效果の見込において示したように、一般の社会福祉法人への民営化と同様に、一定の人的・財的效果が得られることから、社会福祉事業団を設立する方式においても、民営化の効果が得られると考えました。そして、生み出される人的・財的資源を保育・子育て支援施策に活用することができると判断しました。

④民営化園における移管方式の限定

民営化園である矢川保育園の用地は、矢川公共用地（都有地）であるため、その活用にあたっては東京都の承認が必要となります。東京都では、「事業主体は、区市町村又は社会福祉法人とする。」と規定していることから、その施設整備及び運営にあたっては、国立市または社会福祉法人に限定されるため、公益財団法人を設立する方式は採用せず、社会福祉法人国立市社会福祉事業団を設立する方式を選択しました。

国立市保育審議会からは、民営化の手法として「まず公立保育園 1 園を保育の運営実績がある社会福祉法人に移管する」ものとし、2 園目以降の移管の際には、財団法人等の検討を進めることが答申で示され、本計画の策定過程においても、保育審議会の答申に沿った方向性で検討を進めてきました。

しかしながら、本計画（素案）に対する保護者等の声を丁寧に聴き取るなかで、保育環境の変化に対する児童への影響を最大限配慮するためには、国立市が設立する公益財団法人もしくは社会福祉事業団に移管する方式が有効な方法であると考え、先進市の視察や民営化効果の見込み、今後の保育・子育て支援施策の展開など総合的に検討を重ねました。その結果、上記の理由から国立市社会福祉事業団を設立し、当法人に移管する方式による民営化が、国立市の保育行政にとって最良の方法であるとの判断に至りました。

附 編

1. 国立市保育方針

国立市保育方針

平成 28 年 3 月

国立市保育方針

1 策定の背景

保育・幼児期の教育については、国が定める「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、あるいは市内幼稚園・保育園の運営主体での理念や目標など個別に定められている基準や目標をもって実施しています。

国立市としては保育・幼児期の教育に関しては、平成 22 年 3 月に、「国立市保育審議会の答申」により、国立市保育の全体のあり方が示されました。その後、保育サービスの方向性について、待機児童の解消を中心目標とする「国立市保育計画」が、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画として策定されました。

今後、子ども・子育て支援新制度の求める「質の高い幼児期の学校教育」「保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」などを実現していくために、国立市として、保育・幼児期の教育をどのように進めるか、市としての基本的な方針を定めます。

2 方針の位置づけ

国立市保育方針については、国が定める「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の基本的原則を踏まえるとともに、市内幼稚園・保育園などの運営主体が、個別の創意工夫を踏まえ、実情に応じ定める理念や目標などを尊重した上で、国立市が求める保育・幼児期の教育の水準の維持・向上のための指針として、「国立市子ども総合計画」において位置づけを行います。

3 方針の基本的な考え方

（1）守っていききたい国立市の保育・幼児期の教育方針

子どもの権利条約第 3 条に謳われる「子どもの最善の利益」は、子どもの存在そのものが大切にされ、その命、健康、豊かな育ちが守られる環境において初めて保障されるものであり、それは、子どもの保育に携わるすべての大人たちによって築き上げられるものです。これまでの国立市の様々な保育園・幼稚園で進められてきた質の高い保育あるいは幼児期の教育のあり方を大切に、それを一層高めていく視点をもってこそ、そのことは実現できます。

国立市の保育水準・幼児期の教育水準を維持・向上させるために、守るべき保育・幼児期の教育については、次に示したことを掲げ、全ての子どもたちが経験できるようにするために十全の手立てを尽くします。

【守っていききたい国立市の保育・幼児期の教育方針】

- 今ここに、ともに生きている子どもたちの存在そのものが大切にされ、かけがえのない命と健康が守られる保育
- 基本的な生活習慣が身につく、様々な生活体験から、自信と自立が芽生える保育
- 集団生活の中で、「喜び」「悲しみ」「嬉しさ」「悔しさ」などをたくさん体験し、豊かな人間関係が育める保育
- 安定した情緒の下、一人ひとりの特性に応じ、様々な環境を通して行われる幼児期にふさわしい教育

（２）国立市が大切にしたい保育・幼児期の教育の提供方針

国立市内では、私立幼稚園 9 ヶ所、幼稚園類似施設 1 ヶ所、認可保育所 13 ヶ所、認証保育園 2 ヶ所、家庭的保育事業 3 ヶ所により保育・幼児教育が行われています。それぞれの園が、地域とともに歩み培ってきた幼児教育・保育の実績は大変貴重なものであり、国立市が今後も質の高い幼児期の教育・保育の維持・向上を目指し、これらを支援・推進することが国立市の使命と考えます。

【国立市が大切にしたい保育・幼児期の教育の提供方針】

- 国立市内の保育園・幼稚園が、地域とともに歩み培ってきたこれまでの保育・幼児期の教育の実績を尊重し、「子どもの最善の利益」を念頭に、質の高い保育・幼児期の教育の維持・向上を目指します。そのためには、家庭での保育及び教育の主体性ととも、各関係機関及び地域社会全体で、子育て・子育て環境の向上を図ることを目指し、検討する機会を設けることが大切と考えます。
- 国立市が実施主体となる保育事業や市内で行われる幼児教育については、国が定めている「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を遵守するとともに、保育園・幼稚園の各園が目指す独自性を含めた方針・目標が達成できるよう、各園の実績が文教都市国立として相乗効果が高まるような子育て環境づくりを目指します。
- 国立市教育大綱で定められた文教都市国立の教育施策の推進を図ります。就学前と就学後の切れ目ない支援については、子どもと保護者の立場に立ち、関係各課の積極的な連携を進めます。これを踏まえ 365 日安心・安全なまちづくり、子育て・子育てに責任を持つために、福祉と教育の連携を強化します。

4 幼児期の教育の基本的な考え方

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。幼児期の教育の実践においては、「保育所保育指針」（平成20年3月厚生労働大臣告示）及び「幼稚園教育要領」（平成20年3月文部科学省）により取り組みの基準が示されています。平成20年にこれらの基準が改定され、幼児期の教育である“健康”“人間関係”“環境”“言葉”“表現”の5領域におけるねらい及び内容の記述の方法が統一されました。保育所では、従来の養護機能に加え、これまで行われてきた幼児教育が、正規に教育機能をもつことが明記され、より小学校との連携を行うこととなりました。

幼稚園や保育所といった子育て支援機関での幼児期の教育は、国の基準と園の理念や方針のもと行われていることを尊重し、今後も子どもの心身の発達と、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる教育環境が形成されるよう市も両輪となって努力していくものとします。

なお、幼稚園教育については、学校教育法第22条に規定する「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」という目的を達成するために幼児期の特性を踏まえ、幼児と共によりよい環境を創造するように努めることとなります。

「幼稚園教育要領」（平成20年3月文部科学省）の幼稚園教育の基本について、以下に示します。

幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として（第2章に示す）ねらい*が総合的に達成されるようにすること。（※幼稚園終了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。）
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること。また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

5 保育の基本的な考え方

保育においては、子どもの権利条約第3条に謳われる「子どもの最善の利益」を最優先し、子どもの存在そのものが大切にされ、その命、健康、豊かな育ちが守られる環境づくりにおいて、子どもが健やかに成長できるよう目指します。

また、核家族化や共働き家庭の増加、就労形態の多様化が進むなか、子育て支援としての保育ニーズが一段と高まっています。この多様な保育ニーズに応えていくことも、子どもの育ちと豊かな家庭を築くために欠かせない課題であります。市としては、市民の期待に応えるよう、この課題に積極的に取り組むこととします。

保育所における保育の内容や運営については、「児童福祉施設最低基準」（第35条の規定）に基づく「保育所保育指針」（平成20年3月厚生労働大臣告示）の定めを基本原則として、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めます。

「保育所保育指針」では、「保育所の役割」、「保育の原理」、「保育所の社会的責任」等が明記されており、国立市の保育運営においても、これら基本的原則を踏まえる事項として以下に示します。

1. 保育所の役割

- (1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

2. 保育の原理

(1) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(2) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(3) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

3. 保育所の社会的責任

(1) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教育・保育の基本的な考え方

前述の国の「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」については、平成 20 年の改正後、幼児期の教育の基本姿勢における整合性が強まったものとなりました。幼保連携型認定こども園の教育・保育の実施にあたっては、こうした幼児期の教育の姿勢及び保育の指針と、次のような「幼保連携型認定こども園の教育・保育要領」（内閣府平成 26 年 4 月）の第 1 章に示す教育及び保育の基本とその目標などを踏まえるものとします。

1 教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という）、第 2 条第 7 項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- （１）乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- （２）乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- （３）乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第 2 章の第 1 に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- （４）乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ発達の課題に即した指導を行うようにすること。その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。このことにより、幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意すること。

7 国立市が担う保育・幼児教育環境の整備

これまで、私立幼稚園、公私立認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業が、長年にわたり国立市における保育・幼児期の教育環境の向上に努め、質の高い実績を積んできました。今後も、行政と民間が両輪となって、密接なつながりと連携により、これまで以上の良質な保育・幼児期の教育を実践していくことが必要と考えています。

そのためには、家庭での保育及び教育の主体性とともに、各関係機関及び地域社会全体で、子育て・子育て環境の向上を図ることを目指し、検討する機会を設けることが大切と考えます。

また、国立市の保育のスタンダードの役割を果たしてきた実践の場としての公立保育園は、各園が独自性をもった運営を実践する実績の高い私立保育園を底上げできるよう『保育の実践と研究の場』あるいは『地域子育て支援拠点』など、新たな視点が加わることを求められます。さらに、保育と幼児期の教育の一体的な検証を進めるにあたっては、認定こども園の位置づけも大切なものと考えられます。

平成27年度より開始した子ども・子育て支援新制度では、子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していくことが掲げられました。

国立市でも、少子高齢化の進行に対しては、子育て支援の取り組みの重要性が増々高まっています。喫緊の課題となっている保育の受け皿の拡充に対しては、地域の実情に応じた課題を的確に把握し、保育・幼児期の教育環境の整備に努めることとし、これを確実に実行するためには、増加する保育事業費に対して、限られた財源を効率的かつ効果的に運用できるよう制度の構築あるいは仕組みづくりを進めていきます。

資料編

1. (仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会設置要綱

平成28年6月14日訓令第64号

改正 平成28年7月 8日訓令第67号

改正 平成29年4月24日訓令第34号

改正 平成29年6月30日訓令第55号

(設置)

第1条 平成28年5月に受けた国立市保育審議会の答申を踏まえ、国立市における保育サービスに関する整備計画を策定することを目的として、(仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 公立保育園の民営化に関すること。
- (2) (仮称) 国立市保育整備計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、(仮称) 国立市保育整備計画に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の結果を市長に報告するまでの間とする。ただし、継続的に検討が必要な事項がある場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(検討部会)

第7条 検討会は、検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって構成する。
- 3 検討部会は、検討会から付議された事項について調査検討し、その結果を検討会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、関連部署と協議の上、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成28年6月14日から施行する。

付 則（平成28年7月8日訓令第67号）

この訓令は、平成28年7月8日から施行する。

付 則（平成29年4月24日訓令第34号）

この訓令は、平成29年4月24日から施行する。

付 則（平成29年6月30日訓令第55号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

別表

政策経営部	政策経営課長
	特命担当課長
行政管理部	職員課長
健康福祉部	福祉総務課長
	しょうがいしゃ支援課長
	健康づくり担当課長
子ども家庭部	児童青少年課長
	施策推進担当課長
	待機児童対策・調整担当課長
	子育て支援課長
	なかよし保育園長
	矢川保育園長
	西保育園長
	東保育園長
都市整備部	富士見台地域まちづくり担当課長

2. (仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会委員名簿

(1) 庁内検討会委員

平成 29 年 8 月 1 日現在

所属		氏名	摘要
政策経営部	政策経営課長	黒澤 重徳	副委員長
	特命担当課長	薄井 敏男	～H29.3.31
		山本 俊彰	H29.4.1～
行政管理部	職員課長	清水 紀明	
健康福祉部	福祉総務課長	山本 俊彰	～H29.3.31
		関 知介	H29.4.1～
	しょうがいしゃ支援課長	星野 誠	
	健康づくり担当課長	堀江 祥生	
子ども家庭部	子ども家庭部長	馬橋 利行	委員長
	児童青少年課長	松葉 篤	
	子ども政策担当課長	関 知介	～H29.3.31
	施策推進担当課長	清水 周	H29.4.1～
	待機児童対策・調整担当課長	薄井 敏男	H29.4.1～
	子育て支援課長	宮崎きよみ	
	なかよし保育園長	小島 幸子	
	矢川保育園長	江良志津子	
	西保育園長	櫻田 宝子	
	東保育園長	佐藤美代子	
まちづくり推進本部	国立駅周辺整備課長	北村 敦	～H29.3.31
都市整備部	富士見台地域まちづくり担当課長	中道 洋平	H29.4.1～

(2) 庁内検討部会委員

平成 29 年 8 月 1 日現在

所属		氏名	摘要
健康福祉部	福祉総務課長	山本 俊彰	～H29.3.31
		関 知介	H29.4.1～
	福祉総務課相談保護係長	左川 倫乙	
	健康増進課保健事業係主査	前田 佳美	
子ども家庭部	児童青少年課長	松葉 篤	座長
	子ども政策担当課長	関 知介	～H29.3.31
	施策推進担当課長	清水 周	H29.4.1～
	待機児童対策・調整担当課長	薄井 敏男	H29.4.1～
	児童青少年課保育・幼稚園係主任	山崎 瞳	
	児童青少年課中央児童館長	佐々木 宏	
	東保育園長	佐藤美代子	
	なかよし保育園主事	宮川 美香	～H29.3.31
	なかよし保育園主任	伏見 香里	H29.4.1～
	矢川保育園主事	小谷めぐみ	
	西保育園主事	伊藤 祥子	
	東保育園主事	片岡真悠子	
	子育て支援課長	宮崎きよみ	
	子育て支援課 子ども家庭支援センター主事	生野恵理子	
	子育て支援課子育て支援係主査	矢吹 和子	

3.（仮称）国立市保育整備計画策定庁内検討会の検討経過

（1）庁内検討会

開催年月日		回	議題
平成 28 年	7 月 20 日（水）	第 1 回	・副委員長の指名について ・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について ・今後のスケジュールについて
	9 月 12 日（月）	第 2 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	10 月 5 日（水）	第 3 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	10 月 21 日（金）	第 4 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	11 月 2 日（水）	第 5 回	・（仮称）国立市保育整備計画（素案）について
	11 月 11 日（金）	第 6 回	・国立市保育整備計画（素案）について
平成 29 年	1 月 20 日（金）	第 7 回	・国立市保育整備計画（素案）について
	4 月 24 日（月）	第 8 回	・国立市保育整備計画（素案）について ・パブリックコメントの提出状況について
	5 月 26 日（金）	第 9 回	・国立市保育整備計画（案）について
	7 月 26 日（水）	第 10 回	・国立市保育整備計画（案）について
	8 月 25 日（金）	第 11 回	・国立市保育整備計画（案）について

（2）庁内検討部会

開催年月日		回	議題
平成 28 年	7 月 20 日（水）	第 1 回	・検討部会による具体的な検討事項について
	8 月 8 日（月）	第 2 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	8 月 22 日（月）	第 3 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	9 月 12 日（月）	第 4 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	9 月 26 日（月）	第 5 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	10 月 5 日（水）	第 6 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	10 月 21 日（金）	第 7 回	・（仮称）国立市保育整備計画案の策定について
	11 月 11 日（金）	第 8 回	・国立市保育整備計画（素案）について
平成 29 年	4 月 24 日（月）	第 9 回	・国立市保育整備計画（素案）について ・パブリックコメントの提出状況について
	5 月 10 日（水）	第 10 回	・国立市保育整備計画（素案）について
	5 月 24 日（水）	第 11 回	・国立市保育整備計画（素案）について

